

平成 27 年度事業活動報告書

平成 28 年 3 月

一般社団法人 日本看護系大学協議会

平成 27 年度の日本看護系大学協議会事業活動報告書の作成にあたって

平成 27 年度は、新たに 14 校の会員校を迎え、250 教育課程となりました。今年度は、40 周年記念事業、日本での EAFONS 開催など特別な事業がありました。また、昨年の総会における会費値上げについての様々な意見を受け、本協議会のあり方について検討するために年度限りの将来構想検討プロジェクトを設け検討しました。

グローバル化をはじめとする大学教育改革や新たな高等教育制度の検討等、看護高等教育を取り巻く環境変化は著しいものがあります。高等教育行政対策委員会はこれらの変化に対応し、関連する情報を収集し会員への情報提供や本協議会としての意見を表明するなどに努めてきました。また、平成 27 年度文部科学省 大学における医療人養成の在り方に関する調査・研究委託事業を受け、今年度は『看護学実習の現状と課題』に関する研究プロジェクトをつくり実施し、報告会を開催しました。次年度以降の調査において、超高齢社会と地域包括ケアの時代に求められる新たな看護学実習のあり方の提言に向けて、会員校の協力を得て進めていく予定です。看護学教育質向上委員会も昨年度に引き続き「‘地域志向のケア’教育強化に向けた取り組みに関する研究」を実施しています。従来、大学教育では看護師・保健師の統合教育を実施してきましたが、近年実習の場の制約等から保健師教育課程については選択制をとらざるを得なくなった大学が増えています。そのような中、地域包括ケアへの対応が求められるようになったのは皮肉としか言いようがありません。もちろん免許にかかわらず地域志向性は重要であり、看護学教育にしっかりと位置付けられることが大切だという解釈ができる結果が得られています。看護学教育評価検討委員会が中心となって進めてきた看護学分野別評価への取り組みは昨年の定時社員総会で「日本看護学教育認証評価機構（仮）の設置」の方向性が認められました。同委員会では機構設置の準備の一環として学部に加え大学院の評価基準の作成等の検討を進めてきました。次の定時社員総会では機構設置準備委員会の発足を報告できると考えています。

昨年度臨時社員総会において認められた、ナースプラクティショナー（NP）教育課程と 38 単位への移行が進む専門看護師教育課程を含む高度実践看護師教育課程の認定は同教育課程認定委員会で順調に実施されています。また、同委員会では放射線看護分野の教育課程の特定審査を実施し、分野特定後に申し合わせに基づき日本看護協会との協議の場をもち合意に至り、今後さらに連携を深めていくこととなりました。今後さらに高度実践看護師の概念、制度が定着し、CNS と NP がそれぞれの分野・役割で活躍することを通して国民の健康と安寧に寄与していけるよう、本協議会と各大学の引き続きの努力が求められると考えます。

広報・出版委員会は、昨年に引き続き「大学で看護を学ぼう！」キャンペーンをさらに発展させ、ホームページへのアクセス増加や高校生をターゲットとした動画の作成・配信、リーフレットの作成並びに高校への配布広報活動に取り組んできました。データベース委員会は、会員校に役立つデータベースをめざして、今後求められると予測されるハラスメントやコンプライアンス、実習施設との関係性などの調査項目の追加等を行い、調査を実施しました。92.7%の回収率を得て、2014 年度の調査結果をまとめています。災害支援対策委員会は「防災マニュアル指針 2013」の改定を行いました。また、今後の課題としてマニュアルの活用等の広報活動、災害発生時被災地の情報収集並びに情報発信に関する連携体制の構築を確認しています。

今期 2 年間の臨時委員会として設置された養護教諭養成教育検討委員会は、看護系大学における養護教諭養成のあり方について検討し、看護能力を具えた養護教諭のコンピテンス、カリキュラム等について検討を進めました。また養護教諭養成大学を対象にワークショップを開催する、中央教育審議会答申

案へのパブリックコメントを提出するなど活発に活動しました。養護教諭の育成に関する動きが予想される状況下でもあることから、もう1期活動を継続することとしています。

今年度の重要事業として40周年記念事業をもちました。去る1月30日に、多くの来賓のご臨席のもと「JANPU40年の歩み、そして未来へ」と題する式典を開催しました。功労者の方々への感謝状贈呈、JANPU40年の歩みの紹介、そして3名の演者の方々による「看護学教育 現代そして未来へ」鼎談の後、ささやかながら記念パーティも開かれ、多くの方々にご参加いただきました。この模様は、記念誌に納められ会員校のお手元に届くことになっています。もうひとつの重要事業はEAFONSの日本での開催です。第19回EAFONSは、国際交流推進委員会と開催大学の千葉大学の連携協力により準備が進められ、19th EAFONS開催委員会の宮崎委員長のリーダーシップのもと、千葉大学徳久学長のご出席、12カ国から1000名以上の参加者を得て開催され盛会のうちに終えました。

本協議会の今後のあり方についても検討を重ねた年でした。会費値上げについての会員校への調査を実施し、70%の会員校の会費値上げ賛成という結果を得ました。同時に賛否を問わず本協議会の運営等に関する多数の意見をいただきました。確認された方針を力強く実行に移し、速やかに情報発信できる体制や効率的な運営といった面での検討に加え、値上げ幅を抑える試算も行ってきました。将来構想検討プロジェクト委員会では、特にコア・カリキュラムの問題やJANPU全体としての質の向上を図る組織的取り組みなどについて提言をまとめました。これらの結果を踏まえ、次年度定時社員総会に提案し、お諮りできるようにしたいと考えています。

会員校の増加は本協議会のパワーアップにつながるものでありますが、そのためには引き続きの全数加盟が重要であると同時に、組織基盤強化の工夫も求められます。看護を学ぶ学生、看護を受ける人々からの信頼に応えるには、本協議会と会員校の一層の努力が求められています。引き続き皆さまの積極的なご参加により、力を合わせて進んでいけることを願っています。

一般社団法人 日本看護系大学協議会
代表理事 高田 早苗
(日本赤十字看護大学)

平成27年度役員

理事 (副代表) 上泉 和子 (青森県立保健大学)	理事 宮崎美砂子 (千葉大学)
理事 岡谷 恵子 (東京医科大学)	理事 村嶋 幸代 (大分県立看護科学大学)
理事 北川真理子 (名古屋市立大学)	理事 山口 桂子 (日本福祉大学)
理事 荒木田美香子 (国際医療福祉大学)	理事 鈴木志津枝 (神戸市看護大学)
理事 川口 孝泰 (筑波大学)	理事 佐伯 由香 (愛媛大学)
理事 高見沢恵美子 (関西国際大学)	
監事 田村やよひ (国立看護大学校)	監事 上別府圭子 (東京大学)

目次

平成 27 年度事業活動内容

平成 27 年度 社員総会報告	1
-----------------	---

平成 27 年度 理事会報告	11
----------------	----

<常設委員会>

1. 高等教育行政対策委員会	27
分掌：上泉 和子（青森県立保健大学）	
2. 看護学教育質向上委員会	31
分掌：村嶋 幸代（大分県立看護科学大学）	
3. 看護学教育評価検討委員会	49
分掌：北川 真理子（名古屋市立大学）	
4. 高度実践看護師教育課程認定委員会	101
分掌：山口 桂子（日本福祉大学）、中村 伸枝（千葉大学）	
5. 広報・出版委員会	111
分掌：荒木田 美香子（国際医療福祉大学）	
6. 国際交流推進委員会	121
分掌：鈴木 志津枝（神戸市看護大学）	
7. 19th EAFONS 開催委員会<<※臨時委員会>>	125
分掌：宮崎 美砂子（千葉大学）	
8. データベース委員会	143
分掌：川口 孝泰（筑波大学）	
9. 災害支援対策委員会	211
分掌：佐伯 由香（愛媛大学）	

<臨時委員会>

10. 高度実践看護師制度推進委員会	215
分掌：高見沢 恵美子（関西国際大学）	
11. 養護教諭養成教育検討委員会	223
分掌：荒木田 美香子（国際医療福祉大学）	
12. 選挙管理委員会	235
分掌：春山 早苗（自治医科大学）	
13. 将来構想検討プロジェクト	239
分掌：高田 早苗（日本赤十字看護大学）	
14. 40周年記念事業プロジェクト	245
分掌：上泉 和子（青森県立保健大学）	

・平成 27 年度事業活動概略	249
-----------------	-----

<定款・規程>

- ・定款…………… (3)
- ・定款施行細則…………… (11)
- ・役員選出規程…………… (13)
- ・災害看護支援事業規程…………… (15)
- ・災害看護支援事業資金取扱規程…………… (18)

<委員会規定>

- ・委員会に関する規程（共通）…………… (21)
- ・高等教育行政対策委員会規程…………… (23)
- ・看護学教育質向上委員会規程…………… (24)
- ・看護学教育評価検討委員会規程…………… (25)
- ・高度実践看護師教育課程認定委員会規程…………… (26)
 - ・高度実践看護師教育課程認定規程…………… (28)
 - ・高度実践看護師教育課程認定細則…………… (32)
 - ・高度実践看護師教育課程基準…………… (36)
- ・広報・出版委員会規程…………… (38)
- ・国際交流推進委員会規程…………… (39)
- ・データベース委員会規程…………… (40)
- ・災害支援対策委員会規程…………… (41)
- ・高度実践看護師制度推進委員会規程…………… (42)
- ・養護教諭養成教育検討委員会規程…………… (43)
- ・選挙管理委員会規程…………… (44)



平成 27 年度 定時社員総会報告

一般社団法人日本看護系大学協議会 平成27年度定時社員総会議事録

日時：平成27年 6月15日（月） 13:00～16:20

場所：日本教育会館 一ツ橋ホール（住所：東京都千代田区一ツ橋2-6-2）

総社員数：248名

出席社員数：242名（開始後の出席社員数は後記各議案に記載のとおり。委任状による出席を含む）

総社員の議決権数：248個

出席社員の議決権数：後記各議案に記載のとおり

（以下敬称略）

記録：東京医科大学 上野里絵、日本赤十字看護大学 西田朋子

出席役員：代表理事 高田早苗（議長・議事録作成者）

理事 上泉和子、理事 宮崎美砂子、理事 岡谷恵子、理事 村嶋幸代、理事 北川眞理子、
理事 山口桂子、理事 荒木田美香子、理事 鈴木志津枝、理事 川口孝泰、理事 佐伯由香、
理事 高見沢恵美子

監事 田村やよひ、監事 上別府圭子

配布資料

1. 一般社団法人日本看護系大学協議会平成27年度定時社員総会次第
2. 平成27年度一般社団法人日本看護系大学協議会新会員校一覧（資料1）
3. 平成27年度事業計画案（資料2）
4. 一般社団法人日本看護系大学協議会平成27年度収支予算書案（資料3）
5. アカデミックハラスメントの防止について（資料4）
6. 平成26年度決算・監査報告書（資料5）
7. 会費の値上げについて（資料6）
8. 日本看護学教育認証評価機構（仮称）の設立趣旨（案）（資料7）
9. 第19回EAFONSリーフレット
10. 「看護系大学の教育等に関する実態調査2014」へのご協力のお願い（資料8）
11. 広報・出版委員会からの依頼とお知らせ（クリアファイル）
12. 話題提供資料：
「看護系大学の現状と課題」、参考資料「国公立看護系大学等の状況」【文部科学省】
「看護行政の動向」【厚生労働省】

司会：日本看護系大学協議会 理事 宮崎美砂子

開会（13時）

1. 代表理事挨拶（高田早苗代表理事）

本協議会は、ちょうど今年で創立40年を迎える。本協議会は1974年6校で発足し、11校の時代が長く続いたが、1990年代後半に入り急増の時代を迎えた。今年度14校の会員を迎え、現在では248校となった。超高齢社会、少子高齢化といった社会的な変化の中で、様々な医療行政等が大きな転換をむかえている。当然のことながら、看護系大学にも時代の変化に対応できる看護職を育成していくという大きな課題、使命もあり、社会からの期待を受けている。それゆえ、緊張感をもって、教育界の役割を果たしていかなければならないと役員一同考えているところであるという旨が述べられ、新しい機構の設置や会費の値上げなど重要事項についての審議があることが説明された。

2. 議長ならびに議事録署名人選出（高田代表理事）

定款第15条「社員総会の議長は、あらかじめ定めた代表理事がこれに当たる」に基づき、議長は高田早苗代表理事が務めることが説明された。

また、定款第19条「社員総会の議事については法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名を選任して署名押印し10年間本法人の主たる事務所に備え置くものとする」と定められていることが説明され、理事会から議事録署名人として、群馬大学 神田清子氏、千葉県立保健医療大学 石井邦子氏が選出されたことが報告された。

3. 平成27年度新会員校紹介（高田代表理事）（資料1）

定款第8条「本法人の社員となるには、理事会の承認を得なければならない」と定められており、以下の14校の社員が平成27年5月15日に開催された平成27年度の第1回理事会で承認され、本協議会の加盟校が248校になった旨が説明された。

大阪青山大学 学科長 瀬戸口要子、神奈川工科大学 学部長 三澤久恵、岐阜聖徳学園大学 学部長 大見サキエ、京都学園大学 副学部長 西田直子、金城大学 学部長 永山くに子、神戸女子大学 学部長 野並葉子、四條畷学園大学 学部長 森圭子、湘南医療大学 学科長 加藤尚美、東京純心大学 学部長 島田美喜、同志社女子大学 学部長 岡山寧子、鳥取看護大学 学部長 前田隆子、日本福祉大学 学部長 山口桂子、人間環境大学 学部長 島内節、武庫川女子大学 学部長 阿曾洋子

4. 議事

13:00 時点において出席数 233 校、代理人または議長への委任状を含めた議決権は 239 個となり、過半数の 120 を超えていることから、定款 16 条に基づき、議事を進めることが報告された。

【報告事項】

1) 平成26年度活動報告（別添冊子平成26年度事業活動報告書）（高田代表理事）

高田代表理事より、パワーポイントを用いて以下のような説明があった。

（1）平成26年度総会および理事会報告（事業活動報告書P.3～14）（高田代表理事）

平成26年度定時社員総会議事録は、議事録署名人の京都橘大学 遠藤俊子氏、福井大学 酒井明子氏により承認されている。

平成26年度臨時社員総会議事録は平成27年2月16日に開催されたものである。NP教育課程基準、その中のプライマリケア看護専攻教育課程、それらを含む新たな概念として高度実践看護師教育課程について説明し、審議及び承認を受けた。

第1回理事会は5月11日に前期の役員で開催。今期の役員で開催された第2回理事会より重要な部分のみ紹介していく。第2回理事会について、ここでは「その他（P.22-I-4）」の部分について報告。養護教諭を養成申請している大学のうち75校（過半数以上）が看護系大学である。看護系大学として養護教諭教育課程等について意見を述べていくことが必要ではないかということで、高等教育行政対策委員会でこの件について検討。その検討結果は、第3回理事会、議題2（P.20-I-2）、高等教育行政対策委員会の議事を参照。臨時委員会を設置するという方向性を確認し、養護教諭養成教育検討委員会を持つことが決定された。臨時委員会の設置は理事会で行うことができると定款にあるため、そのように進めている。第4回理事会（11月21日）は通常各委員会の報告、第5回、第6回理事会は総会で諮る審議事項の検討を進めてきた。

（2）平成26年度事業活動報告

平成26年度事業活動概略は事業活動報告書P.197～201参照。

各担当理事より以下の報告が行われた。

<常設委員会>

① 高等教育行政対策委員会（事業活動報告書P.29～32）（上泉和子理事）

- ・趣旨（P.31-2）
- ・活動経過（P.31-3）

② 看護学教育質向上委員会（事業活動報告書P.33～46）（村嶋幸代理事）

- ・趣旨（P.35-2）
- ・活動経過（P.35-3）
- ・提言（P.44-4）

③ 看護学教育評価検討委員会（事業活動報告書P.47～74）（北川眞理子理事）

- ・趣旨（P.49-2）
- ・活動経過（P.49-3）
- ・今後の課題（P.50-4）

④ 高度実践看護師教育課程認定委員会（事業活動報告書P.75～90）（山口桂子理事）

- ・趣旨（P.77-2）
- ・活動経過（P.77-3）

- ・今後の課題 (P. 78-4)
- ⑤広報・出版委員会 (事業活動報告書P. 91~106) (荒木田美香子理事)
 - ・趣旨 (P. 93-2)
 - ・活動経過 (P. 93-3)
 - ・今後の課題 (P. 93-4)
- ⑥国際交流推進委員会 (事業活動報告書P. 107~112) (鈴木志津枝理事)
 - ・趣旨 (P. 109-2)
 - ・活動経過 (P. 109-3)
 - ・今後の課題 (P. 111-4)
- ⑦データベース委員会 (事業活動報告書P. 113~164) (川口孝泰理事)
 - ・「看護系大学の教育等に関する実態調査2013」の報告 (P. 116-4、P. 117~164)
- ⑧災害支援対策委員会 (事業活動報告書P. 165~168) (佐伯由香理事)
 - ・趣旨 (P. 167-2)
 - ・活動経過 (P. 167-3)
 - ・今後の課題 (P. 167-4)

<臨時委員会>

- ①高度実践看護師制度推進委員会 (事業活動報告書P. 169~180) (高見沢恵美子理事)
 - ・趣旨 (P. 171-2)
 - ・活動経過 (P. 171-3、P. 173~180)
 - ・今後の課題 (P. 171-4)
- ②養護教諭養成教育検討委員会 (事業活動報告書P. 181~196) (荒木田美香子理事)
 - ・趣旨 (P. 183-2)
 - ・活動経過 (P. 183-3、P. 184~196)
 - ・今後の課題 (P. 183-4)

2) 平成27年度事業計画案 (資料2) (高田代表理事)

高田代表理事より資料2に基づき、以下の計画案が報告された。

本協議会40周年ということもあり、協議会のあり方を検討した方がよいタイミングということで、「1. 将来構想検討プロジェクトの立ち上げ」を行う。これは1年という短期で検討を進める。「1) JANPU組織改革検討事項」として、常任理事職体制の整備、委員会体制の見直し、外部組織への移行(機構等の設置)、他団体と連携強化(これからの時代はますます看護の中で戦略的に物事を進めていかなければいけない。それには他団体との連携が重要となる)を提案し進めていく。二つ目は「2) 教員の質の確保、教育力向上への取り組みの検討」。本協議会の会員も新設校も急激に増えてきており、相対的に教員の質、量ともに厳しい状況になってきている。その点についても協議会として考えていきたい。

「2. 分野別認証評価機構の立ち上げ準備」は、審議で認められた場合、設立準備検討会を設置し、できるだけ早い時期に設置をしていきたい。「3. 会費値上げの提案」は別途説明。「4. 40周年記念事業の開催」の具体的な内容は検討中。日程は平成28年1月30日(土)午後開催予定。場所は日本赤十字看護大学広尾ホール。最後に「5. 第19回EAFONS開催」。以上5点が平成27年度事業計画案。各委員会の活動計画概要は、資料2-P. 2~5参照。

3) 平成27年度予算案 (資料3) (財務担当 岡谷理事)

財務担当の岡谷理事より、資料3に基づき、平成27年度予算案が報告された。

事業費については、高等教育行政対策委員会の予算削減は文部科学省委託事業費がなくなったことに起因。第19回EAFONS、40周年記念事業の予算は今年度新たに計上。管理費については、ホームページ維持管理費が 昨年度の半額で計上。

経常収支差額 1000 万という赤字予算を組んでいる。社会的役割の拡大に役立てていくために、事業拡大に伴う予算と考えている。事業費の予算は切りつめて計上しているがマイナス予算となっている。本協議会が社会的役割を遂行していくために会費の値上げについては、前年の総会でも言及しているが、審議事項の中で提案していく。赤字予算を続けていくと財政的に厳しくなってくる。

4) アカデミックハラスメントの防止について (資料4) (上泉理事)

上泉理事より、資料4に基づき、以下の報告がされた。

平成27年5月、ある団体から本協議会宛にアカデミックハラスメントの防止に取り組むよう要望書

が届いた。要望書には近年、看護系大学の学生からの相談、特に実習教育の場でのハラスメントについての記載があった。本協議会ではこの要望書の内容を重要な問題と受け止め、まず高等教育行政対策委員会で検討し、情報提供、注意喚起を図ることとした。本協議会ではこれまでに「看護学教育における倫理指針 2008 年改訂版」、「看護学実習における個人情報取り扱いに関するガイドライン」を作成し、公表した。今一度指針等を確認し、看護学教育におけるアカデミックハラスメントの防止に努めてもらいたい。指針とガイドラインの URL は資料参照。各大学で対応をお願いしたい。

<質疑応答>

なし

<休憩 (14:05~14:20) >

【審議事項 1】

高田代表理事より、13 時現在、全 248 校中、出席が 233 校、委任状ありの欠席が 6 校、委任状なしの欠席が 6 校。14 時 10 分現在、出席が増え、委任状を含めた出席は 248 校中 242 校となったことが説明された。

1) 平成26年度決算・監査報告(資料5) (岡谷理事・田村監事)

岡谷理事より、資料5のP.2~3「貸借対照表」、P.4~5「正味財産増減計算書」、P.7「財産目録」、P.11「正味財産増減計画書内訳表」に基づき、平成26年度決算報告が行われた。「正味財産増減計算書内訳表」は各委員会の支出について詳しく記載しているので参照いただきたい。

田村監事より、平成 27 年 5 月 8 日に、田村やよひ監事と上別府圭子監事で定款の規定に基づき平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの平成 26 年度における会計および業務の監査を行ったこと及び監査方法の概要と監査意見が報告された。

<質疑応答>

(広島文化学園大学 佐々木先生)

質問：会計について、平成27年度予算案は前年度と今年度という形で事業費と管理費が計上されているのでわかりやすいが、決算報告書では異なる項目名で出ているため、実際のところどの委員会がどの程度使ったかがわからない。どのように考えていけばよいか教えてほしい。

回答：資料 5 の P.11~12 に各委員会の詳細を記載しているので、どの委員会がいくら使っているか確認していただける。管理費は P.12 に記載している。

発言の趣旨、法人会計の仕組みは難しいということは理解している。公益法人会計基準に基づき行っている結果であり、今年度に限ってではないので、ご理解いただきたい。予算の執行は、様々な要因があるため、これだけではわかりにくいと思うが、了解いただきたい。

◆拍手による採決の結果、【審議事項 1】「平成 26 年度決算・監査報告」は承認された。

次の審議に入るにあたり、議長を高田代表理事から上泉副代表理事に交代。上泉理事より「会費の値上げ」と「日本看護学教育認証評価機構(仮称)の設置案」の採決は、定款第 16 条第 1 項に基づき過半数をもって行うということ、赤と青の投票用紙を用いて投票を行うことが説明された。

【審議事項 2】

2) 会費の値上げ(資料6) (高田代表理事・岡谷理事)

高田代表理事により、以下の説明がなされた。

創立から40年が経ち、大学の増設に伴い会員校も増え、活動内容も充実してきた。社会の様々な制度や改革の必要性も高まってきているが、本協議会もその中で果たす役割も重要になってきており、活動の範囲も広がってきている。これまで臨時委員会だった3委員会(国際交流推進委員会、データベース委員会、災害支援対策委員会)を常設委員会とした。それは、今後もその事業が必要であるという認識に基づいている。さらに2年間という限定だが、養護教諭の教育課程の検討も考えており、事業規模が徐々に大きくなってきていることがわかる。こういった活動を支える組織体制と財政基盤が発展のためには必要である。昨年度の総会でも必要性について言及したが、今年度の予算も先ほど赤字予算という説明もあった。今回、さらなる支援として、平成28年度から会費の値上げをお願いしたい。

その後、会費の値上げ理由、値上げ額、値上げ時期が資料6に基づいて説明された。

<質疑応答>

(聖路加国際大学 井部先生)

質問：これだけの事業の拡大・充実、事務局機能の強化を理由にあげながら、赤字分だけを上げるというのは消極的なように思える。赤字を出さないように現状維持のように思える。これだけの事業拡大に対して、値上げ幅は赤字の分だけでよいのか。言っていることと値上げ幅がマッチしていないように感じる。

回答：理事会でも値上げ幅を大きくするという意見もあった。常任理事を置くことを考えるとさらに1千万円近く必要ということもあり、検討した。ただ、この後審議が行われる機構の設置も同じタイミングで行わなければならない。新たな機構の設置そのものにも別の会費が発生するため、賛同を得にくいのではないのかという意見が出た。そこで、今回は赤字を出さないという範囲の会費の値上げということになった。以上が検討経緯である。

意見：常任理事で一人1千万円、委員会1つ増やせば200~300万円は必要となる。5万円では不足するのは目に見えている。値上げ幅の詳細をもう少し検討した方がよかったのではないか。小刻みな値上げよりも将来を見通した事業計画を基に値上げをする方が納得するのではないか。常任理事と委員会2つ程度増やすとした場合、それを会員校で割るといくらになるのか。

(石川県立看護大学 石垣先生)

意見：赤字分を単純に学校数で割ったということであると資料が不足という印象を持った。直近数年間の推移を踏まえて、今後どうなっていくかという中で今年だと思ふ。平成27年度だけを取り出して会員校数で割るとというのが、短絡的という印象を持った。短期で将来構想検討プロジェクトを立ち上げ、理事の常任化、機構の立ち上げも行う。非常に大きなことなので、見通しもある程度の資料として出して、それからの方がよいと思った。お金が足りないという危機感を持っていることはよくわかる。これだけ活動が活発になっているということは、会員校としてもありがたいし、なんとかしたいと思う。しかし、大学に対しても説明のしやすい資料と提案をいただきたい。単科大学にとっては5万円とは言え、全体予算の中で考えていかなければならない。値上げに関して十分な資料を提示していただきたい。

(札幌市立大学 中村先生)

質問：12年間値上げせずに今ここに至っていて、短期間に2回も値上げをしていくというのは厳しい。公立大学では予備費がほとんどない中で動かすことになる。次年度の予算組みをするときに、どれくらいそこに持っていくかということはかなり問われる。私たちはここで説明を聞いているからわかるが、この1枚の資料だけでは、大学の事業費の中からさらにプラスするというのには足りない。「事業の拡大・充実」のところも何をどれくらい拡大していくのか、「事務局機能の強化」であれば職員を置く方向で計算をするなど、もう少し詳細の資料がないと、大学にも話ができない。その点も加味して進めていただきたい。

回答：会計から補足。今年度は1千万円の経常収支差額だが、昨年度も1千300万円の赤字予算だった。ここ数年、1千万円から1千300万円。この状況だと、今年度の次期繰越収支資産額は3,900万円程度だが、あと1、2年で底をつく。会費値上げについては、猶予のない状況の中での提案である。

◆続く質問・意見がなかったため、上泉副代表理事より以降の進め方として、このまま採決に移るか、詳細な資料と共に改めて値上げ額を提示するか、意見を頂きたい旨、このまま採決を行うという意見が多かった場合、改めて投票を行う旨が説明された。「このまま賛否を問う」という方は青、「詳細な資料と共に改めての値上げ額の提示を行う」という方は赤の用紙を用いて投票が行われた。

【審議事項3】

3) 日本看護学教育認証評価機構(仮称)の設置案(資料7)(高田代表理事・北川理事)

高田代表理事より、資料7のP.1~3に基づき、「設立趣旨」「骨子案」の説明がなされた。

続けて北川理事より、資料7のP.4に基づき、「組織図」に関しては以下の説明がなされた。

認証評価には、受審する大学、評価する実施者が必要となる。地区別のブロックごとに評価チームを作り、評価チームは最低3名の評価実施委員から構成され、評価実施委員は評価者としての研修を必須

とする。評価チームは書類審査、現地調査を行い、評価実施委員会のもとで評価結果の報告書を作成し提出。評価実施委員会は受審校に結果を通知する。通知する前には理事会の承認が必要。評価委員会の外部委員には、看護教育にあたっている教員以外、例えば修士課程を修了し専門看護師として実践している者、看護学以外の専門家などを考えている。異議申立て審査委員会と評価内容検討委員会は組織及び評価の向上を図っていく。「組織図」に関してはこのような組織体制を整えていきたい。

続けて、資料7のP.5～6に基づき、「受審サイクルと評価実施委員数」「運営予算および会費の積算根拠」について以下の説明がなされた。

受審サイクルは7年ごとに1回。受審校は最大250校、1年間に35校の審査をすると想定。学士課程であれば、最低3名の評価者とする105名の評価実施委員数が必要となるが、毎年同じ方が審査することは難しいため、倍程度の数が必要となる可能性がある。資料には参考として薬学教育評価機構の例を載せてある。運営費については会員の年会費と受審料で運営される予定である。組織体制、予算はあくまでも案である。

<質疑応答>

(聖路加国際大学 井部先生)

質問：資料7のP.3骨子案について。「運営に必要な経費は、社員校の年会費と受審料によるものとする」と説明があるが、最終項目に「機構の設置準備には日本看護系大学協議会があたるが、設置後は協力関係を維持しつつ、独立した法人として運営する」とある。「社員校の年会費」というのは、新しく設置する日本看護学教育認証評価機構の年会費ということか。この社員校というのは本協議会の社員校と新しい機構の社員校、どちらのことか。区別を説明してほしい。

回答：この社員校とは、新しく立ち上げる日本看護学教育認証評価機構の社員である。ただし、機構の設置準備は日本看護系大学協議会が担う。設立総会ののち、設置したあとは新しい法人に社員ができるので、その年会費と受審料で運営費を賄っていく予定である。

質問：イニシャルコスト（どこにどの程度の規模の事務所を設けるかなど）を説明してほしい。そのための基金は作ってきたように思う。

回答：本協議会で毎年積み立ててきたものが今年で3千万円となるため、それを当面の運営にあてる。事務所を新しく設けるには、スケジュール的にもやや厳しい。当面は本協議会の事務所に間借りし、基盤が整う中で新しい事務所を借りるなど計画している。しかし、現段階では詳細なイニシャルコストやスケジュールまでは設けていない。本日は、機構の設置そのものを進めてよいかの審議をお願いしたい。詳細の資料が必要かもしれないが、そのためには専門家への相談など経費が発生し、労力がかかるため、ここで機構の設置の方向性を確認したいというのが趣旨である。

質問：積極的に進めてほしいと思うが、今日は資料7の骨子案を承認するということか。準備金3千万円を使用することを含めて審議した方が活動しやすいのではないか。

回答：骨子案にも「日本看護系大学協議会が積立ててきた、機構設置準備金を当面の運営資金に充てる」とあるが、機構が設置された段階で本協議会から寄附するという形になると考えられる。このことは専門家に確認し、法的に進めていく。機構設立を目的に積立ててきたものを寄附するという事も併せて承認をお願いしたい。

(東京医療保健大学 草間先生)

質問：認証評価は大変重要なので進めてほしい。しかし、認証評価を受けるのにも費用がかかるのと、分野別の認証評価がなぜ必要かを大学に理解させるために根拠規定が必要。学術会議で出している資料が根拠になるわけではない。制度としてどうもっていくか、協議会として進めるか。根拠としての規定がないと進まない。根拠規定をどう作っていくかも同時に考えていかなければならない。

回答：今後の活動のご意見として伺う。

(聖路加国際大学 井部先生)

質問：骨子案の「機構設置準備金を当面の運営資金に充てる」とあるが、運営は独立してやるのではないか。ここは「設置準備に充てる」ではないか。設置したら手放すということではないのか。

回答：「当面の設置準備金に充てる」とする。

(石川県立看護大学 石垣先生)

質問：150万円というのは単科大学にとっては低コストではない。よほどの説明が必要になる。骨子案2つ目「国（文部科学省）への相談のもと、看護系諸団体の協力を得て設置・運営する」とは、国に何を相談するのか。機関別評価も分野別評価も受けたいと思う。認証評価とするからには自分たち自身で何かを認証するという思いがあり、そこは大事にしてよいと思う。認証するための基準と「認証する」ということと国との関係についての考えがもう少し骨子に表れているとよいと思う。

回答：国は、分野別評価を義務化する段階にはきていない。しかし、看護系大学の急増により、教育内容や教員の確保等に関して色々な状況が起こっているということは、文科省高等教育局でも懸念しているという声がある。看護系大学が指定規則に捕われない教育などを行っていくことに関しても、自分たちで分野別質保証を進めていかなければ、現段階では難しいのではないか。そのような意味からも看護教育に携わっている自分たちがどう質を担保していくのか、質を良くしていく姿勢を示せるかということが現段階では問われていると考える。

質問：制度にするという意味で国と相談するということかと思っていた。自分がJANPUの役員であったときに看護系大学を指定規則から外すという意見を出したことがあるが今はどうなっているのか。

回答：看護系大学では指定規則にしばられない教育を、という要望は継承している。

（広島文化学園大学 佐々木先生）

質問：資料7のP.6運営予算について。収入の会費が空欄になっているが、1校10万円を会員になるために支払うのか。それとも本協議会の会費から10万円をもらうということなのか。二点目、7年間で250校、1年間で30校から40校を評価していなければならぬがこの金額で足りるのか。三点目、日本高等教育評価機構が実施している教育評価に対して、これからやろうとしている評価の特化するところ、オリジナリティを教えてください。

回答：予算は暫定的であり、不十分な箇所もある。1校あたりの受審料もできれば減額したいが、もう少し詳細な計算をしないと最終的に受審料をどのくらいに抑えることができるのかということ、ただちに提示することは難しい。会費は、この機構が設置されるとJANPUと別の組織となるため、別々の支払いとなる。この機構の設置を見越してJANPUが会費の中から1千万円ずつ積立ててきているものが、今年度で3千万円になる。これを新しい機構の設置準備に充てるために寄附をすることはこれから審議いただくが、機構設置後は全く別の組織、別の会計で進めることとなる。分野別評価と機関別評価については、機関別評価は、組織や大学全体の仕組みがどうなっているかということが評価の中心となる。分野別評価は、看護教育そのもの、どのようなカリキュラムを基にどのような教育活動が行われ、学生の学習の成果、アウトカムがどうであるか、というところに重点がある。完全に重なり合いがないわけではないが、観点が違う。できる限りそのように特化して進めていきたい。

◆上泉副代表理事より、資料7のP.3骨子案について、下から4つ目の「社員校」がJANPUの社員校ではなく日本看護学教育認証評価機構（仮称）の社員校であること、「機構設置準備金を当面の運営資金に充てる」という項目は「運営資金」を「開設準備」に修正すること、その他いただいた意見については今後の機構設立の準備の段階でさらに検討を進めていく内容であるとして採決に移る旨が説明された。

定款第16条第1項「出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う」ということが説明されて、修正点を含め賛成は青、反対は赤の用紙を用いて投票が行われた。

<投票>

◆上泉理事より【審議事項2】「会費の値上げ」についての投票結果が報告された。「本日採決を行う」50票、「詳細の資料と共に改めて提案を行う」191票、無効もしくは棄権1票となり、出席社員の議決権数242個、過半数が121であることから、「詳細の資料と共に改めて提案を行う」が過半数を超えているため、【審議事項2】「会費の値上げ」については、本日は採決をせず次年度の定時社員総会に持ち越すこととし、今後改めて詳細な資料を提示し、提案することが報告された。

◆上泉理事より【審議事項3】「日本看護学教育認証評価機構（仮称）の設置案」についての投票結果が報告された。賛成 172 票、反対 68 票、無効もしくは棄権 2 票となり、出席社員の議決権数 242 個、過半数が 121 であることから、賛成が過半数を超えているため、【審議事項3】「日本看護学教育認証評価機構（仮称）の設置案」は承認されたことが報告された。

1) 看護系大学の教育等に関するデータベース調査のお願い（資料8）（データベース委員会川口理事）
パスワード・IDについては平成24年10月に統合されていることから、それを用いてログインしてほしい旨依頼された。また、調査期間、調査内容、質問と回答集のURLについて紹介された。次回は2014年度のデータであり、100%の回収率をめざしたいため協力方依頼された。

2) 第19回EAFONSについて（リーフレット）（宮崎理事）

演題査読・座長を6月19日までに、各大学でとりまとめて提出されたい旨依頼された。また、寄附・広告・展示の依頼がされ、詳細は19thEAFONSのHPを参照してほしいことが説明された。

3) 電子名簿入力と会費納入のお願い（資料なし）

入力、納入が済んでいない大学への依頼がされた。

4) 広報・出版委員会からのお知らせとお願い（クリアファイル・動画）（広報・出版委員会荒木田理事）

JANPU Facebook担当を各大学で指名いただきたい旨、依頼された。

閉会（16時20分）

6. 情報提供

■文部科学省高等教育局医学教育課齊藤しのぶ氏より、看護系大学の現状と課題について情報提供頂いた。

■厚生労働省医政局看護課習田由美子氏より、厚生労働省の動きの中で、昨年法改正をしたもののうち10月1日から施行される特定行為に係る研修制度の開始および看護師等の復職支援強化に関する内容を中心に情報提供頂いた。

7. 次年度定時社員総会日時

宮崎理事より、次年度の定時社員総会の日時は、平成28年6月20日（月）、場所は、本日と同じ日本教育会館一ツ橋ホールであることが述べられた。

終了（17時10分）



平成 27 年度 理事会報告

平成 27 年度理事会報告

第1回理事会

日時：平成 27 年 5 月 15 日（金）10:00～16:20

場所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：高田早苗、上泉和子、宮崎美砂子、岡谷恵子、村嶋幸代、北川真理子、山口桂子、鈴木志津枝、川口孝泰、高見沢恵美子、佐伯由香、田村やよひ、上別府圭子（敬称略）

欠席者：荒木田美香子

議長：高田早苗（代表理事）

事務局：潮（記録）、佐藤、河野、田中

I. 議題

1. 平成 26 年度第 6 回理事会議事録と平成 26 年度臨時総会議事録の承認（高田代表理事）
 2. 平成 27 年度新設校社員の承認と社員届更新の確認（高田代表理事）
 3. 各委員会の H26 年度事業活動報告、H27 年度事業活動計画、審議事項
【各委員会の平成 27 年度事業計画と予算案について】（上泉理事）
5 月 1 日（金）総務会で全委員会を見直して再検討した結果とその根拠・理由について説明。
 - 1) 高等教育行政対策委員会（上泉理事）
資料に基づき説明がなされ、修正等は特になし。
 - 2) 40 周年記念事業（上泉理事）
開催日候補として平成 28 年 1 月 30 日（土）、場所は日本赤十字看護大学広尾ホールで確定。
ゲストスピーカーとして古在先生と南先生を予定し、潮谷義子氏にも依頼することになった。
 - 3) 看護学教育質向上委員会（村嶋理事）
活動内容について議論がなされた。提言を再度整理し修正の要請がなされた。
 - 4) 看護学教育評価検討委員会（北川理事）
総会審議事項の内容と重複するため、後半の総会審議時にあわせて説明することとなった。
 - 5) 高度実践看護師教育課程認定委員会（山口理事）
資料に基づき説明がなされ、修正等は特になし。
報告事項として、専門看護師と高度実践看護師の表記が混在しているが、現在は各大学に任せており、全科目やコース名称をすぐに変更する必要はないことをホームページの Q&A に掲載する。
 - 6) 広報・出版委員会（荒木田理事欠席）
事業活動報告書について、一部修正依頼があった。
 - 7) 国際交流推進委員会（鈴木理事）
第 19 回 EAFONS の「演題査読者・座長のお願い」について会員校に対して資料内容の文書を送信する依頼があり、理事会で承認された。「資料 3: Plenary Session 演者・座長の推薦のお願い」については英訳して各国の Executive Committee members にメールで依頼文を送付する。
 - 8) データベース委員会（川口理事）
事業活動報告書について一部修正と、公開講座と FD のテーマの具体例について固有名称や地域や場所が特定される名称のものは削除するよう意見があった。
 - 9) 災害支援対策委員会（佐伯理事）
誤字脱字の見直し、アンケートの意見で不要なものを削除することとなった。また 3 月 29 日（日）に実施した「防災訓練の実施に向けた研修会」講演者川口淳先生（三重大学）のプレゼン資料をホームページに掲載してその旨を報告書に追記することになった。
 - 10) 高度実践看護師制度推進委員会（高見沢理事）
活動経過の表現について見直しすることとなった。
 - 11) 養護教諭養成教育検討委員会（荒木田理事欠席）
事業活動報告書の事例数が多すぎるので、3-4 例までに減らすよう意見があった。
4. 平成 27 年度定時社員総会の審議事項、タイムスケジュール、資料、スライドについて

- 1) H27 年度事業計画案（高田代表理事）
- 2) H27 年度予算案と会費値上げ案（岡谷理事）
- 3) 常任理事の設置（高田代表理事）

予算案と会費値上げ案を受けて、評価機構の立ち上げと常任理事設置に伴う会費値上げの両方を同時期に実施するのは会員校にとって負担が大きく、今回の総会での常任理事設置は見送ることとする。但し、常任理事を置く根拠として、より具体的な仕事などを継続的に検討していく。今回は常任理事の設置へ向けての頭出しに留める。

- 4) 分野別評価機構の設置（高田代表理事、北川理事）

評価スケジュールやサイクル、1年間に評価する対象大学数と関連づけながら審査料（＝評価手数料）と会費（大前提：会員は JANPU の会員校と同じとする）を含む予算案にフォーカスして説明があり、議論がなされた。

（1）評価は7年サイクル（初年度の評価対象は10校とするが次年度から34校）、ブロック制を導入、評価者は3名1グループとし、対象校は1校とする。会員校は JANPU 会員校と同じ250校を前提にして、審査料が150万円、年会費が10万円程度で提案する。

（2）機構の名称は「日本看護学教育認証評価機構（仮称）」で提案して総会で決める。

- 5) 総会次第とタイムスケジュール（高田代表理事）

常任理事の設置は審議から削除して休憩時間を審議事項の前に入れる。審議事項の採決に時間を要するため、庶務連絡中に採決の集計結果を発表するようになることが了承された。

- 6) 議事次第と対応した採決方法、資料とスライドについて（高田代表理事）

3つある審議事項の採決方法については、1) 決算報告は拍手、2) 会費値上げ案は投票、3) 分野別機構設置も投票で採決。スライドは基本的には使わないが、質疑応答でスライドを使用する場合もあることを確認した。

5. 就業規則、給与規程、退職金規程等改定の承認（宮崎理事） ※次回理事会での継続審議

6. 特定非営利活動法人アカデミック・ハラスメントをなくすネットワークからの要望書について（高田代表理事）

総務会理事と高等教育行政対策委員会が預かって検討し、後日理事会を経て総会時に情報提供・推奨案を提起することとする。

II. 報告

1. 平成26年度決算書、監査報告（岡谷理事、上別府監事、田村監事）

財務担当の岡谷理事より平成26年度決算書内容の説明があり、田村監事より5月8日（金）に会計および業務の監査を行い、内容は真実であると認める報告があった。

2. 平成27年度社員総会準備（宮崎理事）

3. 日本看護協会からの看護基礎教育に関するインタビュー依頼（高田代表理事）

第2回理事会

日時：平成27年7月24日（金）13:00～16:20

場所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：高田早苗、上泉和子、宮崎美砂子、岡谷恵子、村嶋幸代、北川真理子、山口桂子、鈴木志津枝、荒木田美香子、川口孝泰、佐伯由香、高見沢恵美子、田村やよひ、上別府圭子（敬称略）

欠席者：なし

議長：高田早苗（代表理事）

事務局：潮（記録）、佐藤、河野、田中

I. 議題

1. 第1回理事会議事録の承認（高田代表理事）

2. H27 年度定時社員総会の報告と議事録の承認（高田代表理事、宮崎理事）
 - 1) 平成 27 年度定時社員総会の出欠並びに審議事項の投票結果が宮崎理事より報告があった。
定時社員総会は毎年 95%前後の高い出席率であることが報告され、欠席理由(事前に欠席か当日欠席か、当日欠席の場合の理由)についても次回以降は記載することが確認された。
 - 2) 議事録 ⇒議事録案を承認された。
3. 各委員会の H27 年度事業活動経過報告、審議事項
資料に基づき、各委員会の事業活動内容と今後の予定が報告された。
 - 1) 高等教育行政対策委員会と 40 周年記念事業（上泉理事）
 - ①高等教育行政対策委員会
 - ・文部科学省「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関のあり方について（審議のまとめ）（平成 27 年 3 月 27 日）」への対応として、審議まとめに関する情報の収集をはかり、委員会活動の成果として関連団体などに JANPU としての意見書などを提出する。
 - ・「日本学術振興会特別研究員について」、「Academic Administration に関する課題の検討」、「実習施設等に関する調査について」、「アカデミックハラスメントについて」の検討をしている。
 - ・その他、「准看護師にかかる看護師への通信の進学コースのあり方について」、「臨床研修のあり方について」を検討することになった。
 - ②40 周年記念事業
 - ・期日：平成 28 年 1 月 30 日（土）13 時～、場所：日本赤十字看護大学広尾ホール
 - ・鼎談者の潮谷義子氏（日本社会事業大学理事長）については田村監事に出席依頼交渉を依頼。
 - ・オープニングセレモニーを実施予定
 - ・記念誌の作成、広報活動は広報・出版委員会が担当する
 - ・プログラム終了後に、会費制でパーティを実施する予定
 - 2) 看護学教育質向上委員会（村嶋理事）
 - ①「看護系大学における‘地域志向のケア’教育強化に向けた取り組み」の調査について
平成 26 年度に実施した調査結果を踏まえて、27 年度も会員校全数調査をすることとなった。
調査は一番効率的で経費のかからない方法を考えている（WEB 調査）。
 - ②日本看護科学学会の学術集会のシンポジウムで JANPU の当委員会活動を報告することについて
JANPU の活動についての報告であれば、主催者から本会に正式に依頼していただくよう、村嶋理事から主催者側に伝える。
 - 3) 看護学教育評価検討委員会（北川理事、高田代表理事）
資料に基づき、事業活動内容と今後の予定が報告された。
 - ①日本看護学教育認証評価機構設置の今後の進め方について
 - ②大学院の評価基準について
「看護系大学院における教育の基準策定と評価に関する調査研究」は文部科学省の委託事業であり、当時のプロジェクトリーダーである片田範子先生に確認をしていただくことになった。
 - 4) 高度実践看護師教育課程認定委員会（山口理事）
 - ①7 月現在、今年度の申請書類の受付中。9 月より認定委員会ならびに専門分科会を開始する予定。
 - ②日本薬理学会からの申し出
第 89 回日本薬理学会年会公募シンポジウム（題目：看護における薬理学教育を考える～薬物治療に強い看護師を育てるには～）について
 - ・本会の代表として山口理事が出席、シンポジウムへの参加が決定した。
 - ・JANPU としては高度実践に関連するシンポジウムの趣旨を PR していくことが有意義であり、当該委員会としてアピールする文面を作成して検討していくことが確認された。
 - 5) 広報・出版委員会（荒木田理事）
 - ・改めて会員校に動画（YouTube）情報や Facebook 委員のことを告知する。（オープンキャンパスが始まっているので早めのアナウンスが有効である）
 - ・リーフレットを全国の普通科高校の進路指導担当者宛に送付する。
 - ・JANPU 会員校の入試担当者にもリーフレットや動画情報を送付する。

- ・動画（YouTube）の閲覧数（アクセス数）が総会後もあまり伸びていないので、理事校を含む会員校のオープンキャンパスなどで動画を流して欲しいと依頼があった。

6) 国際交流推進委員会（鈴木理事、宮崎理事）

①19th EAFONS 開催のお知らせ・お願い

②「アジアにおける看護教育・研究・実践のネットワークへの参加依頼」について

<結論>

すぐに結論を出すのは難しいので情報収集を引き続きしていくこととなった。

7) データベース委員会（川口理事）

- ・回収率の向上、昨年度作成した Q&A 一覧を今後どのように効果的に利用するかを今後委員会として検討していく。9月に第1回委員会を開催、実態調査の実施は10月開始を予定している。
- ・実態調査（データベース）の調査結果の閲覧について問い合わせがあった。
⇒現在のホームページではわかりにくいので、閲覧（アクセス）方法の改善を検討する。
- ・各ページのアクセス数については別途事務局から理事会に報告することとなった。

8) 災害支援対策委員会（佐伯理事）

- ・8月8日（土）仙台で開催の「第17回日本災害看護学会」に委員全員が参加予定である。
- ・上記「日本災害看護学会」などの「組織会員」にならなくてよいかを今後委員会で検討していくことが確認された。

9) 高度実践看護師制度推進委員会（高見沢理事）

7月1日（水）に第4回合同会議（日本 NP 大学院教育協議会、日本看護協会と JANPU）が開催され、その報告がなされた。

10) 養護教諭養成教育検討委員会（荒木田理事）

- ・定時社員総会で当委員会は前年度から臨時委員会として開設して、事業活動内容について報告したが会員校からは特に問い合わせなど反応はない。
- ・「看護能力を持った養護教諭を養成するカリキュラム（案）」を検討すると共に、看護系大学の養護教諭養成教育を担当している教員が現状を話し合う場としてワークショップ開催を計画していることが報告された。
⇒日時：12月14日（月）、場所：国際医療福祉大学の青山キャンパス、対象者：養護教諭課程を持っている75の大学（養護教諭に関係する先生方に参加してもらいたい）

4. 将来構想検討プロジェクトについて（高田代表理事）

平成27年度定時社員総会で発表した「資料2：平成27年度事業計画案」に基づき、事業活動内容と今後の予定が報告された。

1) プロジェクトメンバー

メンバーは総務会理事4名：高田、上泉、岡谷、宮崎（敬称略）、外部委員2名で、単年度で集中して進める。委員会は3回程度開催し、ある程度の結論を得る予定。

※外部委員：野嶋佐由美先生（高知県立大学）歴代の代表理事の一人、JANPUのことを熟知、石橋みゆき先生（千葉大学）：文部科学省看護専門官の経験あり

2) 具体的活動内容・検討事項

JANPU40周年の節目でもあり、次の点を整理する必要がある、大きくは次の3点とする。

①基礎教育の在り方と看護基礎教育のグランドデザインを考える

⇒指定規則からの自由、コアカリキュラムの検討

②組織的な在り方・体制づくり：常任理事職体制の整備

③他団体との連携体制の強化

5. 会費の値上げについて（高田代表理事）

今期を含む今後4年間の収支バランス表を基に、会費の値上げ額を算出するための前提や根拠、検討事項などを事務局の潮から説明された。

<結論>

1) 複数案（A案、B案…）を9月11日（金）開催の次回理事会までに提示して、理事会で再度審

議検討を重ねてから、会員校へ図るようにする。

2) 会員校にはホームページへの掲載やメール配信を行い、理解を得る。

3) 会費の値上げの審議はH28年度総会で行い、H29年度からの値上げを目指す。

6. 日本看護学教育認証評価機構の設置準備について（高田代表理事）

看護学教育評価検討委員会の事業活動経過報告時に説明された。

7. 就業規則、フレックスタイム制に関する労使協定、給与規程、退職金規程等改定の承認（事務局 潮氏）（継続審議）

これらの内規の改正の施行日は平成27年4月1日付けとすることで承認された。これらの内規に関する改正は理事会の決議により行うこととし、その旨を平成27年度第2回理事会議事録に記録することとした。

II. 報告

1. 日本看護協会との意見交換会、納涼会のご案内（高田代表理事）

1) 看護基礎教育に関する意見交換会（日本看護協会）（6月4日（木）開催）

2) 日本看護協会納涼会のご案内（8月11日（水）開催予定）

3) JANPUの理事としての名刺について

2. 高校専攻科の編入について（上泉理事）

3. 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化（上泉理事）

4. 部門別支出と残高の報告（岡谷理事）

第3回理事会

日時：平成27年9月11日（金）13:00～17:50

場所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：高田早苗、上泉和子、宮崎美砂子、岡谷恵子、村嶋幸代、北川真理子、山口桂子、川口孝泰、荒木田美香子、佐伯由香、高見沢恵美子、田村やよひ（敬称略）

欠席者：鈴木志津枝、上別府圭子（敬称略）

議長：高田早苗（代表理事）

事務局：潮（記録）、佐藤、河野、田中

I. 議題

1. 第2回理事会議事録の承認（高田代表理事）

高度実践看護師制度推進委員会の事業活動経過報告内の文章を一部訂正し、承認された。

2. 各委員会のH27年度事業活動経過報告と審議事項

1) 高等教育行政対策委員会、40周年記念事業（上泉理事）

2) 看護学教育質向上委員会（村嶋理事）

今年度実施予定の調査：「全学士課程における地域志向のケア教育を実現するために」の質問内容について意見が出された。対象は全会員校とする。

意見や指摘を参考に、9月21日（月・祝）開催の委員会で再検討し理事会に報告することとなった。

3) 看護学教育評価検討委員会（北川理事）

4) 高度実践看護師教育課程認定委員会（山口理事）

9月6日（日）に第1回認定委員会が開催されて今年度の申請の審査が開始されたと説明があった。また、委員会としてコスト削減を試み今後2-3年は審査料収入と活動費の収支バランスを注視していくこと、審査料の値上げ、その他書式変更や保管方法、複数大学の共同による教育課程の設置については継続審議となったことが報告された。

5) 広報・出版委員会（荒木田理事）

①進学情報誌「NURSE+」に広告を出す案件

②ユニフォームデータベースの立ち上げ

③高校向けのリーフレットの追加印刷とハガキ（アンケート）の送付について

④追加予算計上のお願

今後の活動内容と追加予算について承認された。

6) 国際交流推進委員会（鈴木理事欠席、代：宮崎理事）

【INDEN 会長招聘予算について】

19回 EAFONS への INDEN 会長の招聘ならびに JANPU からの交通費支給は承認されず。鈴木理事にその旨を EAFONS の Executive Committee Member に伝えていただくこととなった。

7) データベース委員会（川口理事）

今年度の調査項目の修正と追加の検討とスケジュールについて説明があった。

8) 災害支援対策委員会（佐伯理事）

日本災害看護学会の組織会員に、JANPU の災害支援対策委員会として入会することが承認された。

9) 高度実践看護師制度推進委員会（高見沢理事）

10) 養護教諭養成教育検討委員会（荒木田理事）

・WEB アンケートの実施が 8 月下旬～9 月上旬となっているが、現在まだ実施できていない。

・アンケートを送付する際に 2015 年 12 月 14 日開催のワークショップについての告知も行う。

3. 会費の値上げ案検討（高田代表理事、岡谷理事、事務局 潮）

1) 会費値上げの根拠の説明

前回の第 2 回理事会（7 月 24 日（金）開催）で要検討事項としてあげた内容を反映して、①現行委員会活動の内容と費用を見直す、②新規に増設が必要な委員会や事業について検討するといった 2 つの観点から会費値上げの根拠について説明された。

2) 高度実践看護師教育課程認定委員会の認定審査料の補足資料について

3) 予算案（今後 8 年間の収支バランス表）と会費値上げ額について

＜結論＞

①常任理事は設置することを前提とした会費値上げ案とする。2 つの案（常任理事が 1 人と 2 人の場合）を作成する。

②会費値上げの根拠の説明文が予算案（数字）のどの部分にあたるのか、もう少しわかりやすい資料に修正を加える。

③10 月初旬に再度修正を加えた説明文と予算案を理事会にメールして意見を集約する。（審議ではなく意見を募る形態とする）

④理事会の意見を反映したものを 11 月に会員校に提案して年末までに意見聴取する。（メール、封書送付、ホームページへの掲載）

⑤会員校からの意見集約を 1 月 22 日（金）の理事会で再検討して、第 2 次案を年度末に向けて会員校に再度提案し、2 回の意見聴取や賛否を問いながら、次回平成 28 年度定時社員総会で最終的に採決をとるようにする。

4. H27 年度文科省委託事業の体制と進め方（高田代表理事）

資料に基づき、今年度の委託事業の 2 つのテーマ、具体的内容、実施計画書、構成メンバーについて説明された。応募締切日の 8 月 27 日に提出済み。採択結果は 9 月下旬の予定。

II. 報告と庶務連絡

1) 日本看護学教育認証評価機構（仮称）設立準備 司法書士との打合せ報告（北川理事、高田代表理事）

2. 自民党看護問題小委員会の報告（岡谷理事、田村監事）

3. 部門別支出と残高報告（岡谷理事）

4. 母性看護学実習及び小児看護学実習における臨地実習について（高田代表理事）

第 4 回理事会

日時：平成 27 年 11 月 20 日（金）13:00～16:00

場所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：高田早苗、上泉和子、宮崎美砂子、岡谷恵子、村嶋幸代、北川真理子、山口桂子、鈴木志津枝、
荒木田美香子、川口孝泰、佐伯由香、高見沢恵美子、田村やよひ（敬称略）

欠席者：上別府圭子

議長：高田早苗（代表理事）

事務局：潮（記録）、佐藤、河野、田中

I. 議題

1. 第3回理事会議事録の承認（高田代表理事）

2. 各委員会のH27年度事業活動経過報告と審議事項

1) 高等教育行政対策委員会（上泉理事）

(1) 「3. 公立大学協会看護保健医療部会からの JANPU への依頼」について
高度実践看護師教育課程の大学間連携、単位互換について
高度実践看護師制度推進委員会の高見沢委員長に検討を依頼した。

(2) 「情報提供：4. 2) 母性看護学実習及び小児看護学実習における臨地実習について」

(3) 「情報提供：4. 4) 埼玉県が次年度より准看護師教育課程を開始することとなった」

2) 40周年記念事業

・40周年アーカイブは年度内に作成する。

・40周年の解釈について：6大学の有志が集まって会合を最初に開いた年は1975年（昭和50年）とある。この年（1975年）を JANPU の出発点とすると確認して、このまま40周年記念事業を進めていくこととなった。

・年表を作成する際に、「1974年」に発足を『1975年』に修正する。

3) 看護学教育質向上委員会（村嶋理事）

今年度実施予定の調査：「全学士課程における地域志向のケア教育を実現するために」の質問内容について、前回の第3回理事会の意見をもとに内容を大幅に変更してかなりスリム化し、再度吟味・作成したものが説明された。

<結論>

意見や指摘を参考にし、他にも訂正案等がある場合は、1週間以内に理事会から意見をもらい、委員会で最終案を詰めて年内に実施する。

4) 看護学教育評価検討委員会（北川理事）

資料に基づき、事業活動内容と今後の予定が報告された。

5) 高度実践看護師教育課程認定委員会（山口理事）

平成27年度高度実践看護師教育課程審査申請状況について報告があり、9-11月は申請のあった10専門看護分野について審議中であり、12月12日（土）開催の第2回高度実践看護師教育課程認定委員会で結果報告予定。次年度の申請に向けた説明会はH28年3月27日（日）を予定していると報告があった。

6) 広報・出版委員会（荒木田理事）

①審議事項：ザ・データベース・オブ JANPU について

②2015年版パンフレット「日本は優秀な看護職を必要としている～大学で看護を学ぼう！～」の追加配布について

③看護系大学の進学情報誌「NURSE+」について

7) 国際交流推進委員会（鈴木理事、宮崎理事）

H28年3月14-15日開催の第19回 EAFONS の進捗状況が報告された。

・座長は、日本から1人、海外から1人を予定している。

・第19回 EAFONS-査読応募・座長依頼について、学士課程の大学からの参加も可能であり、本件については JANPU の HP にも掲載して参画できることを発信する。（高田代表理事が文章を作成）

8) データベース委員会（川口理事）＋実態調査回収状況

11月4日（水）から実施が開始された「看護系大学の教育等に関する実態調査」の回収状況と協力をお願い、今後の予定について報告がなされた。

調査票の提出期限は11月30日（月）を予定している。返答がない会員校には督促をし、12月中

には全会員校からの提出を目指す。年内には回収状況をまとめて、次の理事会で報告する予定。

9) 災害支援対策委員会（佐伯理事）

委員会を11月に開催予定だったが、日程調整がうまくいかず。12月に実施する予定。

10) 高度実践看護師制度推進委員会（高見沢理事）

11) 養護教諭養成教育検討委員会（荒木田理事）

①報告内容について一部修正

②審議事項：文部科学省に提出する要望書の内容について

一部わかりやすく修正し、JANPUとして要望書を提出することが承認された。

3. 選挙管理委員会委員の承認（宮崎理事）

選挙管理委員会を分掌する総務理事の宮崎理事より、平成28年度役員選挙管理委員会候補者ならびに選挙日程について説明がされた。

1) 平成28年度役員選挙管理委員会候補者5名

1) 平成28年度役員選挙管理委員会候補者5名が承認された。

2) 選挙日程（被選挙人名簿作成）を考慮して、平成28年度第1回理事会開催日を現行予定の5月13日（金）から『平成28年5月20日（金）』（時間は10-16時で変更なし）に変更することとなった。

3) 開票立会人は西日本地区の会員校に所属する社員に打診するよう選挙管理委員会に依頼することとなった。

4. 会費値上げ案の検討（会員校からの回答状況報告）（高田代表理事）

10月20日に会員校に依頼した会費値上げ案を11月19日（木）18時現在で意見集約した資料の説明がされた。回答率は全体で92.7%（会員校248校中230校から回答済、未回答校は18校）、賛成は70.6%（175校、内、賛成1は125校、賛成2は50校）、反対・保留は22.2%（55校）、未回答は7.3%（18校）となった。具体的な意見内容は資料4-2と4-3に示した通り。説明と資料内容について次のような意見がだされた。

<結論>

1) 年内に意見聴取結果と理事会の見解（理由、具体的な説明、再試算の結果）を会員校へ丁寧に説明をして理解を促す。

⇒事前に理事会メンバーにメールでフィードバックしてから会員校に発信する。

2) 常任理事候補者は平成28年度に人選し、平成29年度の着任で選考準備を進めていく。（会費値上げと同じタイミングで着任できるのが望ましい）

3) 常任理事設置の具体案については次回1月開催の第5回理事会で議論し、次年度定時社員総会での採決では、常任理事の設置（定款、定款施行細則など関連する規程の改訂）と会費値上げとは別に審議を諮ることとする。

5. 常任理事の設置について（高田代表理事、事務局 潮）

資料を基に常任理事設置に関して定義すべき内容、対象となる規程についてのみ簡単な説明を行い、詳細かつ具体的な案については次回第5回理事会での継続審議とする。

6. H27年度文部科学省委託事業の体制と進め方（高田代表理事、上泉理事）

「平成27年度 大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業」について、11月6日（金）に採択されたことが報告された。採択されたのは「テーマ3：看護師等の卒業時到達目標等に関する調査研究」の内、『1) 看護系大学学士課程の実習とその基準策定に関する調査・研究』のみとなった。今年度の実施は11月中旬～12月中旬からの3.5～4.5か月間と非常に短い期間となり、業務ならびに予算の見直し後の結果について説明を行った。

II. 報告と庶務連絡

1. 日本看護学教育認証評価機構（仮称）設立準備（岡谷理事）

2. 部門別支出と残高の報告（岡谷理事）

3. H27年度文部科学省委託事業報告会、H28年度高度実践看護師教育課程申請に向けた説明会

第5回理事会

日時：平成28年1月22日（金）13:00～17:00

場所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：高田早苗、上泉和子、宮崎美砂子、岡谷恵子、村嶋幸代、北川真理子、山口桂子、鈴木志津枝、荒木田美香子、佐伯由香、高見沢恵美子、田村やよひ、中村伸枝（高度実践看護師教育課程認定委員会委員長）（敬称略）

欠席者：上別府圭子

議長：高田早苗（代表理事）

事務局：潮（記録）、佐藤、河野、田中

I. 議題

1. 第4回理事会議事録の承認（高田代表理事）
2. 各委員会のH27年度事業活動経過報告と審議事項
 - 1) 高等教育行政対策委員会、40周年記念事業（上泉理事）
 - ①高等教育行政対策委員会
第4回理事会（H27年11月20日（金））以降に委員会の開催はなし。
 - ②40周年記念事業
 - ・感謝状は代表者として前原澄子先生に贈呈する。
 - ・鼎談者には交通費込で謝金5万円とし、功労者（歴代会長/副会長）は交通費支給ならびにパーティ代はJANPU負担、その他の歴代役員は交通費とパーティ代は負担していただく。
 - 2) 看護学教育質向上委員会（村嶋理事）
 - ・12月に会員校全校を対象に実施した「看護系大学における‘地域志向のケア’教育強化に向けた取り組みに関する研究」の回収状況ならびに今後の委員会活動の予定（集計と分析、まとめ）について報告があった。
 - ・3月27日（日）の文科省委託事業報告会／CNS/NP説明会時に、10分程度調査結果を報告する。
 - 3) 看護学教育評価検討委員会（北川理事）
資料に基づき、大学院評価基準案と今後の予定が報告された。
 - 4) 高度実践看護師教育課程認定委員会（中村委員長、山口理事）
 - (1) 経過報告と次年度の予算報告
平成27年12月12日（土）に第2回、平成28年1月9日（土）に第3回認定委員会を開催。今年度は専門分科会開催回数を減らして経費削減。また次年度については、本日、承認が得られれば、放射線看護分野が増設されるため認定委員会委員数ならびに分科会開催数が増加することを見込み、交通費と会議費を増額し次年度予算額は今年度よりも増加すると報告された。
 - (2) 平成27年度高度実践看護師教育課程新規申請、更新、変更の認定の実施について
<承認> H27年度高度実践看護師教育課程認定結果が承認された。
 - (3) 分野特定（放射線看護）の審査結果について
条件付き認定であったが、要件を満たしたことを理事会に報告し承認を得た。従って、放射線看護の分野特定はH28年度の定時社員総会で審議をしないこととする。これに伴う教育課程認定細則のは変更は本日（平成28年1月22日）から施行とする。
 - (4) 放射線看護の専門分科会委員名簿
 - (5) 来年度の新体制について（山口理事）
 - 5) 広報・出版委員会（荒木田理事）
 - (1) 看護系大学の進学情報誌「NURSE+」
 - (2) ザ・データベース・オブ JANPU (DOJ)
 - ・会員校自身でユニフォームならびにメッセージが登録できる画面を説明した。
 - ・3月27日（日）の文科省委託事業報告会／CNS/NP説明会時に10分程度説明し、またDOJ特設会場を設置して紹介することとなった。
 - (3) FaceBook (FB)

(4) 次年度委員会への引継事項

6) 国際交流推進委員会 (鈴木理事)

(1) 第 19 回 EAFONS の準備状況

- ・ 3 月 14 日(月)開会式の挨拶は、当初の予定通りに高田代表理事に依頼。
- ・ 3 月 14 日(月)レセプションでのスピーカーへの記念品贈呈は、上泉副代表が担当。
- ・ 同上 閉会の辞は岡谷理事が担当。
- ・ 3 月 15 日(火)閉会式のポスター優秀賞発表授与は、村嶋理事が担当。

7) データベース委員会 (川口理事欠席のため代理で事務局 潮より報告)

(1) 「看護系大学の教育等に関する実態調査」

回収状況は 248 校中 230 校から回答があり 92.7%の回収率。2-3 月に集計を行い報告書としてまとめる予定。

(2) 厚生労働統計協会との打合せ

(3) 審議事項：日本私立看護系大学協会からの依頼について

8) 災害支援対策委員会 (佐伯理事)

12 月 23 日(水)開催の委員会では、「防災マニュアル指針 2013」を見直し、チェックリストや具体例を追加して、より実施しやすい改訂版として WEB 上に掲載することが説明された。

9) 高度実践看護師制度推進委員会 (高見沢理事)

審議事項：高度実践看護師教育課程の大学間連携、単位互換について
複数大学院の共同による高度実践看護師の教育課程の説明がされた。

<承認と結論>

説明された要項の内容で承認された。3 月末の説明会の時は、具体的な例(モデル)があった方が良いという意見があった。実際この要項で実施してみて、問題があれば継続して検討していくこととなった。

1 0) 養護教諭養成教育検討委員会 (荒木田理事)

(1) 養護教諭養成教育担当教員のワークショップ(WS)の実施

(開催日時：12 月 14 日、場所：国際医療福祉大学東京青山キャンパス)

(2) 調査「看護能力を持った養護教諭のコアコンピテンシーについて(第一次)」

(3) 中央教育審議会の動きについて

(4) 養護教諭養成教育検討委員会から、文部科学省への要望書の提出について

<結論>

本委員会が活動した 2 年間の役割は大きく、看護系で養護教諭が集まったことが評価されている。WS に対象校 78 校中 60 大学が参加したことは会員校の関心が強いと言える。従って、新カリキュラムが施行されるまで関連する会員校を支援する必要があると判断し、本委員会をもう 1 期=2 年間の継続とすることが承認された。

1 1) 将来構想検討プロジェクト (高田代表理事)

第 1 回委員会を 9 月 27 日(日)に、第 2 回委員会を 11 月 22 日(日)に開催。

- (1) 会員校をもっと巻き込む仕組みを積極的に考えていく
- (2) アカデミックアドミニストレーションを取り上げるような検討会を開催する
- (3) コアコンピテンシーなのかコアカリキュラムなのかという議論
- (4) 看護教員の質の低下について

TA を積極的に導入して経験者を増やしていく。

<今後の予定>

JANPU の今後の事業活動方針を定めたいうで会費値上げの根拠を示していく必要がある。そのために今年度中にもう 1 回会議を開催して方向性を確認してから理事会で承認していただくようにすることが確認された。

3. 会費値上げ案の検討 (高田代表理事)

会費値上げ案に関する意向調査(平成 27 年 10 月 20 日付公文書 24 号)の結果について報告。

集計結果は、全会員 248 校のうち、97.2%にあたる 241 校から回答があり、内賛成は案 1 と 2 を合わせて 183 校 (73.8%)、反対と保留は合わせて 58 校 (23.4%)、未回答が 7 校 (2.8%)。

<結論>

会員校の総意はどこにあるのか、どこだったら少しでも多くの賛同を得られるかなど、今後の JANPU の事業活動方針と会費値上げ案の検討を重ね、洗練を図り、平成 28 年度定時社員総会に諮る。

4. 常任理事の設置の具体案（継続審議）（高田代表理事）

岡谷理事が担当となり司法書士と打合せをし、詳細かつ具体的な案については継続審議とする。

5. H28 年度役員選挙について（宮崎理事）

選挙管理委員会を分掌する総務理事の宮崎理事より、12 月 13 日（日）に開催された第 1 回選挙管理委員会で決まった内容について報告された。

1) 平成 28 年度役員選挙管理委員会の役割分担の決定（敬称略）

委員長：春山早苗（自治医科大学）、副委員長：千田みゆき（埼玉医科大学）、庶務：神田清子（群馬大学）、書記：石井邦子（千葉県立保健医療大学）、菅原京子（山形県立保健医療大学）

2) 役員選挙日程

3) 開票立会人の選出

6. その他

- ・文科省委託事業報告会と平成 28 年度高度実践看護師教育課程申請に向けた説明会について

（高田代表理事、上泉理事）

II. 報告と庶務連絡

1. H27 年度文科省委託事業の進捗報告（高田代表理事、上泉理事）

2. 日本看護学教育認証評価機構（仮称）設立準備、進捗報告（高田代表理事、北川理事）

3. 会計報告（岡谷理事）

4. H27 年度事業活動報告書作成のスケジュールと担当の確認（事務局 潮）

第 6 回理事会

日 時：平成 28 年 3 月 26 日（土）11:00～17:00

場 所：日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：高田早苗、上泉和子、宮崎美砂子、岡谷恵子、村嶋幸代、北川真理子、山口桂子、鈴木志津枝、荒木田美香子、佐伯由香、川口孝泰、田村やよひ（敬称略）

欠席者：高見沢恵美子、上別府圭子

議 長：高田早苗（代表理事）

事務局：潮（記録）、佐藤、河野、田中

I. 議題

1. 第 5 回理事会議事録の承認（高田代表理事）

2. 平成 28 年度社員の承認と新設校の紹介（高田代表理事）

3. 各委員会の H27 年度事業活動経過報告、H28 事業活動計画書、審議事項

1) 高等教育行政対策委員会文科省委託事業プロジェクト、40 周年記念事業（上泉理事）

①アカデミック アドミネストレーションに関する具体的な課題

- ・看護系大学のトップの人たちの大学運営について、どう考えるか研修会等を開催する予定。
- ・アカデミック アドミネストレーションとは何か、例えば学長がやるべきこと、学部長あるいは学科長、看護系の教員としてどう考えるか、役割も各々違うのでその辺も検討して FD を絡めながら考えていく。

②H28 年度事業計画書の指定規則変更の話題について

- ・高等教育行政対策委員会または将来構想検討プロジェクトで情報収集と JANPU としてどうするかを検討していくこととする。

2) 看護学教育質向上委員会（村嶋理事）

H26・27年度地域志向ケアのアンケート結果報告と提言について討議がなされた。

- ・提言①について：学士課程では「地域志向のケア」に関わる必修科目を設定すべきであるとの提言に対し、科目に集約というよりは、全ての科目の中で意識化した教育をやるべきではないか、また、保健師資格については、ここで敢えて謳う必要があるのかとの意見が出された。「地域社会における予防・保健に関する看護活動の実際を経験し得る実習」の導入が望ましいとの記述については、公衆衛生の範疇であるとの意見が出された。
- ・提言②について：看護基礎教育において、地域志向ケアの教育を強化していく必要性、工夫が大切。

3) 看護学教育評価検討委員会（北川理事）

- ・大学院の評価基準案：内容については、事務局にて理事・監事の意見を4/8（金）までに集約して北川委員長へ報告を行う。2回の校正の後、4/18（月）に最終入稿の予定で進める。
- ・H28年度事業活動計画書：評価実施要項の作成を実施する予定。

4) 高度実践看護師教育課程認定委員会（山口理事）

①1/9以降の認定委員会以後の活動報告と日本看護協会との打ち合わせ内容

今後、新しい分野特定を審議する場合は、より早い段階で申し合わせを実施するよう協議したと報告があった。

②科目名称の変更、共通科目26単位更新にかかる問題に対する対応について（※継続審議※）

5) 広報・出版委員会（荒木田理事）

ザ・データベース・オブ JANPU (DOJ) の開設、情報誌「ナースプラス+」の会員校への配布について報告がなされた。3/27の文部科学省委託事業報告会終了後にDOJおよび動画の紹介を行う予定。また、同報告会会場の一部にDOJの紹介ブースを設置し、デモを行う予定。

6) 国際交流推進委員会 EAFONS（鈴木理事、宮崎理事）

<第19回EAFONSについて>

3月14日（月）、15日（火）に第19回EAFONSが開催され、盛況のうちに無事終了したとの報告がなされた。また、3月14日のExecutive committee Meetingの議事内容についても報告がなされた。今後の課題として、開催大学決定の早期化や座長の各国のバランスについて挙げられた。座長については、大学への旅費申請時期の問題を踏まえ、採用時期を検討する必要がある。

7) データベース委員会（川口理事）

H27年度実態調査の結果と今後の分析方法について報告がなされた。

8) 災害支援対策委員会（佐伯理事）

- ・「防災マニュアル指針2013」の改訂版について：「防災マニュアル指針2013」を見直し、改訂版をJANPUホームページに掲載することとした。
- ・H28年度事業活動計画書：従来通りの防災、災害支援に関わる事業活動計画書と以前の理事会で提案がなされた大学のセキュリティシステムやハラスメント対策など、看護系大学に共通する危機管理に関わる事業活動計画の2案の計画書を作成した。

9) 高度実践看護師制度推進委員会（高見沢理事、欠席）資料内容の確認のみ

10) 養護教諭養成教育検討委員会（荒木田理事）

- ・2月15日に第3回委員会を開催し、養護教諭のコンピテンシー案の第二次の修正案を確認して、現在はWebで調査を進めている最中。78大学中、現時点で35大学から回答がきている。
- ・このコンピテンシー案（56項目）の修正案で、今年度の事業活動報告書に掲載する予定。
- ・養護教諭関係団体連絡会について
JANPU 養護教諭養成教育検討委員会として養護教諭関係団体連絡会（年会費は1万円）に入会して看護系大学の意見を通していくことが決定した。
- ・H28年度事業活動計画書：活動の趣旨と計画内容としては、1) H27年度にコンピテンシーができるので、次年度はそれを周知していく、2) 会員校への文部科学省の教員養成カリキュラム改正情報の提供を随時していく、3) 養護教諭一種教育課程を持つ会員校を対象にしたワークショップを引き続き来期も開催して会員校の横の連携を取っていく。予算は昨年度と同様。

11) 選挙管理委員会（宮崎理事）

事務局より、前回選挙管理委員会での検討事項が報告された。

〈投票用紙の紛失・破棄した場合の対応〉自身で紛失・破棄してしまったものは、再発行はしない。

〈投票時の同姓同名の代表者（＝社員）の対応方法〉大学コードと氏名を必ず明記させることとする。いずれかの記入漏れがある場合は無効とする。また、読めない文字についても無効とする。

5. 会員校からの退会申し入れについて（高田代表理事）

「会員校」や「退会」の定義、「高度実践看護師教育課程認定」などに関わる規程類の整備が必要だと確認した。

6. 常任理事設置の具体案（継続審議）について（岡谷理事、事務局）

常任理事の報酬を2名で1千万円として、再度予算書を作成することとなった。

7. 急増する看護系大学の現状と教育の質担保について JANPUからの声明（高田代表理事）

国への要望（声明）作成・発信は高田代表理事が、会員校に向けては上泉副代表が担当する。

II. 報告

1. 第19回 EAFONS 開催報告

2. 40周年記念誌について

3. 自民党看護問題小委員会の報告

4. 第89回日本薬理学会年会シンポジウムの報告（山口理事）

5. 会計報告

6. H27年度事業活動報告書作成のスケジュールの確認



高等教育行政対策委員会

「高等教育行政対策委員会」

1. 構成員

1) 委員

委員長：上泉和子（青森県立保健大学）

委員：高田早苗（日本赤十字看護大学）、太田喜久子（慶應義塾大学）、岡谷恵子（東京医科大学）、
正木治恵（千葉大学）、井部俊子（聖路加国際大学）、片田範子（兵庫県立大学）

2) 協力者

なし

3) オブザーバー

斉藤しのぶ（文部科学省高等教育局）

4) プロジェクト委員

プロジェクト委員長：上泉和子（青森県立保健大学）

①アンケート調査班：太田喜久子（慶應義塾大学）、坂下玲子（兵庫県立大学）、
村上明美（神奈川県立大学）、鈴木久美（大阪医科大学）、
工藤美子（兵庫県立大学）

②シラバス調査班：高田早苗（日本赤十字看護大学）、佐々木幾美（日本赤十字看護大学）、
三浦英恵（東京医科歯科大学）、

2. 趣旨

1) 文部科学省、厚生労働省等の看護関連の検討会からの方向や社会情勢の動きを迅速に捉え、日本看護系大学協議会としての見解や方向性について話し合い、随時その結果を会員校に報告する。

2) Academic Administration に関する課題についての検討

3) 平成 27 年度文部科学省 大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業、「看護師等の卒業時到達目標等に関する調査・研究」について、プロジェクト委員会を設置して実施する。

3. 活動経過

1) 高等教育行政に係る検討

①公立大学協会看護保健医療部会における検討課題から

公立大学協会看護・保健医療部会から、ア. 専門看護師教育課程の大学間連携、単位互換制度の検討、イ. 臨床実習における患者権利保護と教育内容についての実態について、ウ. 看護系分野における教育評価の取り組みについて、JANPU において検討依頼があり、本委員会で審議した。

アについては、高度実践看護師制度推進委員会に、単位互換、共同大学院等についての検討を依頼し、同委員会において検討され方針が出された。イについては文科省委託事業における調査内容に含むこととした。ウについては、JANPU 分野別評価の取り組みに含まれるため、その旨報告することとした。

②大学院博士号授与について（満期退学後の博士号授与について）

満期退学者への博士号授与は不適切とする旨の報告があり、大学院課程を持っている大学の責任者に注意喚起の手紙を出すこととした。

（参考）平成 17 年度大学院答申 P29：「学位規則で満期退学後〇〇年以内というような条件を定め、課程博士を授与している例はあります。平成 17 年度の大学院答申に、そのような取扱をする場合には、博士課程への在籍関係を保ったまま研究指導を受ける工夫をするなど研究指導体制を明確にすること

が必要となっています。そういう措置をとらずに満期退学者に課程博士を授与しているとすれば不適切です。」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05090501/all.pdf

新時代の大学院教育 ―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて― 答申

③「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について」への検討

継続して注視することとし、必要に応じて JANPU がどのようなスタンスでこの件に対応していくか明らかにしたうえで、JANPU からの見解を述べていくこととする。

④アカデミック・ハラスメントに関する JANPU への意見書に対して返答するとともに、会員校へのハラスメント防止に関する注意喚起を行った。

⑤母性看護学実習及び小児看護学実習における臨地実習について（厚生労働省看護課通達）

実習をどのように考えていくか、基本的な理念が全くなく安易に対応だけが示されている。多くの看護学校はすぐに実習をやめていくことが予想される。実習とは何かを吟味せずにこのような文書を出していくことに危険性を感じる。厚生労働省からの本通達は大学教育課程に対しては縛りはないものの、各大学においても安易に臨地実習をなくしていくことが起こりかねない。厚生労働省看護課等、必要な団体、機関等に対して JANPU からメッセージ（文書）を提出していくこととする。

⑥その他、准看護師教育移行教育について、准看護師教育機関の新設等の状況について等、情報交換を行った。

2) Academic Administration に関する課題についての検討

新任教員の研修、新任看護教員にむけたオリエンテーションのようなプログラムを JANPU として作っていくことが必要。FD マップを活用し、看護系大学教員の質を担保する取り組みを JANPU でプログラムを持つ、そのために、FD マップを活用する。詳細は次期委員会で検討することとする。

3) 平成 27 年度文部科学省 大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業、「看護師等の卒業時到達目標等に関する調査・研究」については、下記の資料を参照。

4. 今後の課題

高等教育行政に係る課題は、今後も情報の把握に努め、適時な検討を行い、日本看護系大学協議会としての提言、メッセージを発信することに力を入れていく。

Academic Administration に関する課題について、FD マップを活用した新任教員の研修プログラムを作成していくこととした。詳細は次年度に持ち越しとなった。

平成 27 年度文部科学省委託事業大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業「看護師等の卒業時到達目標等に関する調査・研究」は、3 年間の研究期間として委託を受けている。今年度は取り組み期間が短く、データのすべての分析に至っていないため、28 年度の早い段階で全データの分析につとめる。また、特色ある実習を実施している大学、先進的な取り組みをしている大学を対象に大学の実習責任者等への個別インタビュー調査を予定している。さらに、臨地実習基準の方向性の検討に関する調査では、具体的には、全国を 6~8 ブロックに分け、それぞれのブロックで 1~2 回のグループインタビューを行い、なるべく多くの会員校が参加し意見交換を行うよう調整し、新たな臨地実習のあり方、臨地実習の基準の方向性を検討する予定である。

臨地実習基準の枠組みや方向性の適切性、汎用性等について意見をまとめ、最終的には新たな臨地実習のあり方（案）、臨地実習の基準（案）作成に向けた方向性をまとめる予定である。



看護学教育質向上委員会

「看護学教育質向上委員会」

1. 構成員

1) 委員

村嶋幸代（委員長、大分県立看護科学大学）

尾崎章子（東北大学）、岸恵美子（東邦大学）、祖父江育子（広島大学）、

宮本千津子（東京医療保健大学）、吉田澄恵（東京女子医科大学）、和住淑子（千葉大学）、

赤星琴美（大分県立看護科学大学）

2) 協力者

なし

2. 趣旨

平成23年度以降、看護系大学の基礎教育修了時に付与される国家試験等の受験資格は、看護師については共通であるものの、保健師、助産師等については多様化している。文部科学省「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会（最終版）」（平成23年3月）¹⁾でも、社会や保健医療を取り巻く環境の変化と学生の多様化に伴って、教育内容や臨地実習の在り方を見直し、工夫する必要性が指摘されている。その後、地域包括ケアの概念が提唱され、「病院完結型」の医療から、地域全体で治し支える「地域完結型」医療への移行が推進されている。このような流れにおいて、広く地域社会で活躍できる人材（看護師）の育成が一層求められるようになった。

看護系大学における看護基礎教育では、従来、プライマリヘルスケア、ヘルスプロモーションなどの教育が行われてきたが、地域包括ケアの時代に当たり、より一層「“地域志向のケア”教育」を強化することが不可欠である。設置主体、教育理念、所在地域等において多様な特性を有する看護系大学が、社会からの要請に応え教育の質を向上させていくためには、地域志向の教育やそのためのスキルを育むことが一層重要になってきている。また、実際に、各看護系大学は、様々な取り組みを実施していると考えられる。

これを明確にするためには、看護系大学における“地域志向のケア”教育に関して、その内容や方法の現状を把握し、その実態に基づいて在り方を検討することが必要である。本委員会では、平成26年度より「看護系大学における“地域志向のケア”教育強化」を主題に据えて事業を展開している。今回（平成27年度）は、平成26年度に実施したサンプル校のヒアリング調査を受け、全会員校の「“地域志向のケア”教育強化に向けた取り組み」の実態を把握し、その教育内容・方法を明示・提言することとした。

3. 活動経過

テーマは、「看護基礎教育課程における“地域志向のケア”教育強化に向けた取り組みに関する研究」である。

3-1. 目的

本研究は、全国の看護系大学における「“地域志向のケア”教育強化に向けた取り組み」の実態として、(1) “地域志向のケア”教育強化に向けた大学としてのビジョン、(2) “地域志向のケア”にかか

わる必修科目の教育内容を明らかにすることを目的とする。

なお、“地域志向のケア”とは、看護の対象者が「地域で暮らす生活者・当事者」であるという見方を中心に据え、病院での療養生活を中心とした看護から、地域社会における生活支援を含めた包括的な看護ケアへと発展させるものである。今回は、[学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標]の内、関連する項目を取り上げた。

3-2. 方法

調査方法：記名式自記式質問紙調査

調査期間：2015年12月～2016年1月

調査対象：日本看護系大学協議会の会員校（248校）の社員及び“地域志向のケア”に関わる授業科目等の担当者

調査内容：“地域志向のケア”教育強化に関して

- (1) 大学の属性
- (2) [学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標]の内、
本委員会が平成26年度の調査から抽出した“地域志向のケア”と関連する14項目(※)について、その取り上げられている状況の内、
 - A. 【必修科目】のシラバスで講義・演習・実習の目標又は内容として掲示されている科目
 - B. 実習フィールドと実習科目
- (3) “地域志向のケア”教育強化に向けた大学としてのビジョンと取り組み

※[学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標]のうち、“地域志向のケア”と関連する項目としては、下記①～⑪を取り上げた。なお、各々略称を【 】に示した。また、①～⑪の直後に付いている番号は、[学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標]で用いられている番号である。

① I-3)-(3) 看護の対象となる人々と(看護の対象と)なる集団との協働的な関係の在り方について説明できる【①人々との協働的な関係の在り方】、② II-6)-(3) 環境を査定(Assessment)し、健康状態との関係を説明できる【②環境の査定と健康状態の関係】、③ II-8)-(1) 地域の特性や社会資源に関する資料・健康指標を活用して、地域の健康課題を把握する方法について説明できる【③地域の健康課題の把握】、④ II-8)-(2) 学校や職場などの健康課題を把握する方法について説明できる【④学校や職場の健康課題の把握】、⑤ III-10)-(1) 健康の保持増進、疾病予防のために必要な看護援助方法について説明できる【⑤健康保持増進と疾病予防のための援助】、⑥ III-10)-(4) 個人特性および地域特性に応じた健康環境づくりについて説明できる【⑥個人特性、地域特性に応じた健康環境づくり】、⑦ III-10)-(5) 健康増進に関連する政策と保健活動について説明できる【⑦健康増進政策と保健活動】、⑧ III-12)-(3) 慢性的健康課題を有する患者と家族が地域で生活できるよう、社会資源の活用方法について説明できる【⑧慢性的健康課題の患者・家族への社会資源活用】、⑨ IV-15)-(1) 自主グループの育成、地域組織活動の促進について理解できる【⑨自主Gの育成と地域組織活動の促進】、⑩ IV-15)-(2) 個人・グループ・機関と連携して、地域ケアを構築する方法について理解できる【⑩個人・グループ・機関と連携した地域ケア構築】、⑪ IV-15)-(3) 地域における健康危機管理およびその対策に関わる看護職の役割について理解できる【⑪健康危機管理対策と看護職の役割】、⑫ IV-17)-(2) 保健医療福祉サービスの継続性

を保障するためにチーム間の連携について説明できる【⑫サービス継続保障のためのチーム間連携】、
 ⑬IV-18)-(1) 疾病構造の変遷、疾病対策、医療対策の動向と看護の役割について説明できる【⑬疾病構造の変遷等と看護の役割】、
 ⑭IV-18)-(2) 社会の変革の方向を理解し、看護を発展させていくことの重要性について説明できる【⑭社会変革の方向と看護の発展】

3-3. 結果および考察

3-3-1. 対象校の属性（表 1）

対象校 248 校中 143 校からの回答が得られた。新設校 1 校から辞退の申し出があったため、今回の分析対象からは除外し 142 校で分析を行った（有効回答率 57.3%）。

設置主体は、国立 26 校(18.3%)、公立 38 校(26.8%)、私立 78 校(54.9%)で、一校当たりの看護師養成課程の入学定員は 84.5±20.0 人であった。

3-3-2. 大学で付与する国家試験受験資格とその教育課程

本調査では、看護師、保健師、助産師について調査した。その結果、看護師国家試験受験資格は、全看護系大学で必修であった。回答校で設定している国家試験受験資格は、下記の通りである。なお、[]内は、文部科学省高等教育局学校教育課「国公立看護系大学等の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）」である。

1) 保健師国家試験受験資格

修士課程 4 校 (2.8%) [7 校(2.7%)]、学士課程選択制 108 校(76.1%) [191 校(74.9%)]、学士課程全員取得 17 校 (12.0%) [29 校 (11.4%)]、学士課程・修士課程とも無し 13 校 (9.2%) [28 校(11.0%)] であった。

2) 助産師国家試験受験資格

修士課程 20 校 (14.9%) [31 校(11.1%)]、学士課程選択制 49 校(36.6%) [80 校(28.7%)]、大学専攻科 13 校(9.7%) [24 校(8.6%)]、大学別科 4 校(3.0%) [9 校(3.2%)]、学士課程・修士課程とも無し 45 校(33.6%) [135 校(48.4%)]、その他 3 校 (2.2%)、無回答 8 校であった。

表 1 対象の属性

項目	n	%	項目	n	%		
設置主体	国立	26	18.3	大学院	有	106	75.7
	公立	38	26.8		無	34	24.3
	私立	78	54.9	保健師	修士課程	4	2.8
法人化	有	129	91.5	学士課程選択制	108	76.1	
	無	13	9.2	学士課程全員取得	17	12.0	
看護系大学	単科	18	12.8	学士課程・修士課程とも無	13	9.2	
	医学科有	43	44.8	助産師	修士課程	20	14.9
	医学科外医療系学科有	70	69.3	学士課程選択制	49	36.6	
	福祉系学科有	33	34.0	大学専攻科	13	9.7	
	その他有	72	69.2	大学別科	4	3.0	
大学附属病院	有	55	39.0	上記のいずれにもない	45	33.6	
	無	86	61.0	その他	3	2.2	

欠損値があるため項目によってn数と%が異なる

3-3-3. [学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標]の内、“地域志向のケア”教育と特に関連する項目（到達目標）について

1) 必修科目である講義・演習・実習のシラバスの目標または内容への到達目標の掲載状況

まず、【到達目標①～⑭】について、必修科目の講義・演習・実習のシラバスにおける目標または内容としての掲載状況と、掲載している科目数の調査結果を述べる。

(1) 【到達目標①～⑭】のシラバス掲載割合とシラバス掲載科目数（1校あたり平均）

【到達目標①～⑭】のほとんどが95.0%前後の大学で掲載されていた（表2）。ただし、【⑨自主Gの育成と地域組織活動の促進】88.8%、【⑩個人・グループ・機関と連携した地域ケア構築】90.5%、【⑭社会変革の方向と看護の発展】89.6%は、他に比して低い傾向にあった。

また、到達目標ごとのシラバス掲載科目数（1校あたり平均）は、ほとんどの到達目標掲載科目が平均1.3科目以上であり、各校とも1科目～2科目で掲載されていた。しかし、【⑬疾病構造の変遷等と看護の役割】0.86科目、【⑭社会変革の方向と看護の発展】0.81科目で、この2到達目標は、シラバスに掲載している科目が1科目に満たなかった。

表2 【到達目標①～⑭】のシラバス掲載割合とシラバス掲載の科目数（1校あたり平均）

到達目標	シラバス掲載あり		科目数	
	n	%	Mean	SD
【① 人々との協働的な関係の在り方】	132	95.65	1.32	1.55
【② 環境の査定と健康状態の関係】	131	94.93	1.31	1.52
【③ 地域の健康課題の把握】	131	94.93	1.75	1.63
【④ 学校や職場の健康課題の把握】	129	93.48	1.29	1.30
【⑤ 健康保持増進と疾病予防のための援助】	134	97.81	1.44	1.56
【⑥ 個人特性、地域特性に応じた健康環境づくり】	129	94.16	1.67	1.59
【⑦ 健康増進政策と保健活動】	133	97.08	1.33	1.33
【⑧ 慢性的健康課題の患者・家族への社会資源活用】	132	96.35	1.02	1.33
【⑨ 自主Gの育成と地域組織活動の促進】	119	88.81	1.43	1.38
【⑩ 個人・グループ・機関と連携した地域ケア構築】	124	90.51	1.48	1.41
【⑪ 健康危機管理対策と看護職の役割】	126	91.97	1.32	1.34
【⑫ サービス継続保障のためのチーム間連携】	129	94.85	1.04	1.32
【⑬ 疾病構造の変遷等と看護の役割】	132	96.35	0.86	1.19
【⑭ 社会変革の方向と看護の発展】	121	89.63	0.81	1.31

(2) 【到達目標①～⑭】の保健師教育課程別にみた学士課程でのシラバス掲載割合（表3）

【到達目標①～⑭】が、学士課程必修科目の中でどの程度シラバスに掲載されているのかについて、その割合を、保健師教育課程の特徴で比較したところ、課程別に若干の違いがみられた。

学生全員に対し看護師と保健師を養成する大学では、【①人々との協働的な関係の在り方】、【⑨自主Gの育成と地域組織活動の促進】、【⑭社会変革の方向と看護の発展】がいずれも88.2%、保健師養成が選択制の大学は、【⑨自主Gの育成と地域組織活動の促進】と【⑭社会変革の方向と看護の発展】が88.2%と、掲載割合が低かった。一方、学部で看護師のみの教育をしている大学の内、大学院修士課程で保健師を養成している大学では、【到達目標①～⑭】の全てが学士課程の科目シラバスに掲載されていた。看護師のみ養成の大学（保健師養成なし）も、すべての到達目標が90%以上掲載されていた。

表3【到達目標①～⑭】の保健師教育課程別にみた学士課程でのシラバス掲載割合(%)

到達目標	全員、看護師と 保健師養成 n=18	保健師養成は、 選択制 n=107	保健師養成は、 大学院修士課程 n=4	全員、 看護師のみ養成 n=10
【① 人々との協働的な関係の在り方】	88.2	96.2	100	100
【② 環境の査定と健康状態の関係】	94.1	94.3	100	100
【③ 地域の健康課題の把握】	94.1	94.3	100	100
【④ 学校や職場の健康課題の把握】	94.1	92.4	100	100
【⑤ 健康保持増進と疾病予防のための援助】	94.1	98.1	100	100
【⑥ 個人特性、地域特性に応じた健康環境づくり】	94.1	93.3	100	100
【⑦ 健康増進政策と保健活動】	94.1	97.1	100	100
【⑧ 慢性的健康課題の患者・家族への社会資源活用】	94.1	96.2	100	100
【⑨ 自主Gの育成と地域組織活動の促進】	88.2	88.2	100	90.9
【⑩ 個人・グループ・機関と連携した地域ケア構築】	94.1	89.4	100	91.7
【⑪ 健康危機管理対策と看護職の役割】	94.1	90.4	100	100
【⑫ サービス継続保障のためのチーム間連携】	94.1	95.2	100	91.7
【⑬ 疾病構造の変遷等と看護の役割】	94.1	96.2	100	100
【⑭ 社会変革の方向と看護の発展】	88.2	88.2	100	100

(3)【到達目標①～⑭】の領域別シラバス掲載科目数（1校あたりの平均）

今回取り上げた到達目標が、どのような領域で教授されているのかを見るために、看護学の教育科目に関して便宜的に領域を設定して科目を分類し、【到達目標①～⑭】の領域別シラバス掲載科目数（1校あたりの平均科目数）を算出した。【⑤健康保持増進と疾病予防のための援助】は、基礎看護学、母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、地域看護学・公衆衛生看護学の6領域で0.5科目以上であった（表4）。一方、【⑨自主Gの育成と地域組織活動の促進】は、基礎看護学、母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、在宅看護学、看護の統合と実践の7領域で、また、【⑩個人・グループ・機関と連携した地域ケア構築】は、基礎看護学、母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学の5領域で、0.1科目未満であった。

地域看護学・公衆衛生看護学領域は、到達目標①～⑫はいずれも1.0科目以上であった。但し、【⑬疾病構造の変遷等と看護の役割】は0.86科目、【⑭社会変革の方向と看護の発展】は0.81科目であった。

表4【到達目標①～⑭】の領域別シラバス掲載科目数（1校あたりの平均）

	基礎看護学領域	母性看護学領域	小児看護学領域	成人看護学領域	老年看護学領域	精神看護学領域	地域看護学・公衆衛生看護学領域	在宅看護学領域	看護の統合と実践領域
【① 人々との協働的な関係の在り方】	0.74	0.37	0.38	0.45	0.44	0.46	1.32	0.42	0.36
【② 環境の査定と健康状態の関係】	0.83	0.41	0.46	0.46	0.38	0.43	1.31	0.43	0.1
【③ 地域の健康課題の把握】	0.07	0.21	0.12	0.09	0.12	0.17	1.75	0.35	0.12
【④ 学校や職場の健康課題の把握】	0.03	0.05	0.2	0.09	0.04	0.22	1.29	0.03	0.07
【⑤ 健康保持増進と疾病予防のための援助】	0.61	0.51	0.54	0.73	0.52	0.43	1.44	0.27	0.14
【⑥ 個人特性、地域特性に応じた健康環境づくり】	0.14	0.13	0.18	0.24	0.22	0.19	1.67	0.31	0.12
【⑦ 健康増進政策と保健活動】	0.1	0.27	0.14	0.23	0.17	0.22	1.33	0.13	0.18
【⑧ 慢性的健康課題の患者・家族への社会資源活用】	0.07	0.11	0.39	0.85	0.52	0.55	1.02	1.03	0.11
【⑨ 自主Gの育成と地域組織活動の促進】	0.03	0.09	0.02	0.06	0.05	0.25	1.43	0.04	0.09
【⑩ 個人・グループ・機関と連携した地域ケア構築】	0.04	0.05	0.07	0.07	0.07	0.28	1.48	0.46	0.16
【⑪ 健康危機管理対策と看護職の役割】	0.03	0.05	0.15	0.04	0.07	0.13	1.32	0.17	0.41
【⑫ サービス継続保障のためのチーム間連携】	0.24	0.22	0.31	0.38	0.52	0.35	1.04	0.77	0.47
【⑬ 疾病構造の変遷等と看護の役割】	0.27	0.2	0.23	0.27	0.35	0.25	0.86	0.27	0.29
【⑭ 社会変革の方向と看護の発展】	0.32	0.12	0.16	0.14	0.2	0.2	0.81	0.27	0.67

今回の結果を、【到達目標①～⑭】のシラバス掲載割合、掲載科目数との関連で検討した。ほとんどすべての調査対象校が【到達目標①～⑭】をシラバスに掲載し、複数の科目で取り上げていたという結果から、調査対象校は“地域志向のケア”教育を実施していたといえる。

【⑤健康保持増進と疾病予防のための援助】は、基礎看護学、母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学と幅広い領域で取り扱っていた。逆に、【⑨自主Gの育成と地域組織活動の促進】、【⑩個人・グループ・機関と連携した地域ケア構築】は、地域看護学・公衆衛生看護学領域が1.4科目以上であったにもかかわらず、他領域ではほとんどシラバスに掲載されていなかった。これらの結果から、【⑨自主Gの育成と地域組織活動の促進】、【⑩個人・グループ・機関と連携した地域ケア構築】は、地域看護学・公衆衛生看護学領域の科目において教授される傾向があると考えられる。特に、地域看護学・公衆衛生看護学領域の科目では、在宅看護学領域の科目に比して、【⑧慢性的健康課題の患者・家族への社会資源活用】以外の全ての項目でシラバスに掲載されている割合が多かった。

つまり、“地域志向のケア”教育は、保健師教育課程の有無にかかわらず、地域看護学・公衆衛生看護学領域の科目を設置すると保障しやすいといえる。そのため、この領域の科目を設定すること、もしくは該当する科目がない場合は、各看護学領域において実施する工夫が必要といえよう。

一方で、【⑬疾病構造の変遷等と看護の役割】、【⑭社会変革の方向と看護の発展】は、地域看護学・公衆衛生看護学領域において1.0科目未満、他領域では0.7科目未満のため、全体的に実施されにくい傾向がうかがえた。

2) 実習フィールドについて

(1) 全体の傾向

全体の傾向として、各大学は病院はもちろんのこと、「訪問看護ステーション」「老人保健施設」「保育所」など、多様な施設を実習フィールドとして設定していた（表5）。

表5 実習フィールドの設定状況

項目	全学生		一部あり		なし	
	n	%	n	%	n	%
自大学の附属病院または関連病院	74	54.8	14	10.4	47	34.8
上記以外の病院	86	62.3	49	35.5	3	2.2
訪問看護ステーション	118	83.7	20	14.2	3	2.1
老人保健施設・特別養護老人ホーム・グループホーム	107	78.1	22	16.1	8	5.8
地域包括支援センター	44	32.1	69	50.4	24	17.5
障がい者等の作業所（地域活動支援センター、就労継続支援A型、B型など）	58	42.0	42	30.4	38	27.5
保育所・幼稚園・学校	101	72.1	28	20.0	11	7.9
特別支援学校（小・中・高校）	13	9.6	41	30.2	82	60.3
市町村保健センター	51	35.9	76	53.5	15	10.6
保健所	51	36.2	71	50.4	19	13.5
企業・事業所	28	19.9	72	51.1	41	29.1
個人の家	53	39.3	25	18.5	57	42.2
その他	28	32.2	35	40.2	24	27.6

欠損値があるため項目によってn数と%が異なる

半数以上の大学で全学生の実習フィールドとしていたのは、多い順に、「訪問看護ステーション」(83.7%)、「老人保健施設・特別養護老人ホーム・グループホーム」(78.1%)、「保育所・幼稚園・学校」(72.1%)、「自大学の附属病院または関連病院以外の病院」(62.3%)、「自大学の附属病院または関連病院」(54.8%)であった。一方、全学生の実習フィールドとしている大学が半数に満たないフィールドは、少ない順に、「特別支援学校(小・中・高校)」(9.6%)、「企業・事業所」(19.9%)、「地域包括支援センター」(32.1%)、「市町村保健センター」(35.9%)、「保健所」(36.2%)、「個人の家」(39.3%)、「障がい者等の作業所」(42.0%)であった。

また、全学生だけでなく、一部の学生の実習フィールドまで含めると、「市町村保健センター」は89.4%、「保健所」は86.6%、「地域包括支援センター」は82.5%、「障がい者等の作業所」は72.4%、「企業・事業所」は71.0%、「個人の家」は57.8%、「特別支援学校」は39.8%となり、全学生に同様のフィールドを確保することが難しくても、多様なフィールドを活用し実習を展開していることが明らかになった。

(2)領域ごとの実習フィールドの設定状況

実習フィールドと当該フィールドを設定している科目の領域について整理する(表6)と、「基礎看護学領域」「成人看護学領域」「母性看護学領域」は、「自大学の附属病院または関連病院」「自大学の附属病院または関連病院以外の病院」が主なフィールドであり、病院以外のフィールドでの実習はわずかであることが確認された。これに対し、「精神看護学領域」では「障害者等の作業所」を、また、「小児看護学領域」では「保育所・幼稚園・学校」を、「老年看護学領域」では「老人保健施設・特別養護老人ホーム・グループホーム」も活用し、より地域とのつながりを持っていた。

「訪問看護ステーション」での実習は「在宅看護学領域」の関連科目に最も科目数が多く位置づけられ、一方、「地域包括支援センター」は「在宅看護学領域」よりも「地域看護学・公衆衛生看護学領域」で科目数が多くなっていた。「市町村保健センター」「保健所」については、「地域看護学・公衆衛生看護学領域」の科目に最も多く位置づけられていたが、「看護の統合と実践」に位置づけている大学も少なからずみられた。「個人の家」については、「在宅看護学領域」に位置づけられることが最も多く、次いで「地域看護学・公衆衛生看護学領域」、「看護の統合と実践領域」であり、多様な科目で個人の家、即ち、生活場面へのアウトリーチが試みられていることが確認された。

「地域看護学・公衆衛生看護学領域」では、実習が主に「市町村保健センター」「保健所」「企業・事業所」「地域包括支援センター」で展開されることが多いが、「看護の統合と実践領域」では「市町村保健センター」「保健所」「企業・事業所」「地域包括支援センター」だけでなく、「個人の家」「保育所」「病院」「老人保健施設」「訪問看護ステーション」など多様な施設・場で展開されていることが明らかになった。

今回、看護系大学における実習フィールドの設定状況、教授している科目と実習フィールドとの関係性について検討したところ、看護学領域ごとの実習フィールドの設定状況は、各看護学領域の専門性に即した実習フィールドが設定されていることがわかった。一方、統合科目とされる「看護の統合と実践領域」では、病院から地域の施設まで多岐にわたる実習フィールドが設定されていた。このことは、各大学が医療機関に限定されない地域志向のケア教育を重視していることを反映しているものと考えられる。今後、保健師養成コースを設置しない看護系大学の増加が予測されるなかで、「市町村保健センター」「保健所」「企業・事業所」を実習フィールドとして確保していくことは容易ではないことが予測される。しかし、その中で、どのような人材を育成するのか、“地域志向のケア”教育を行う理由は何か、という根幹に立ち返り、各科目の目的・目標を再吟味し、多様なフィールドを開拓・開発するによ

って、看護師教育において“地域志向のケア”教育を強化することは十分に可能であると考えられる。“地域志向のケア”教育を担当し、地域のフィールドを再構築する中核となる教員の獲得・活用、現場の要望の把握、他大学のグッドプラクティスの情報交換等が多様な教育方法やフィールドの開拓・開発につながるものと考えられる。

なお、今回の調査では実習期間等の詳細な調査は行っておらず、これらの実習フィールドを設定していることが、“地域志向のケア”教育を十分実践していることと同義であるのかについては考慮して解釈する必要があるが、上述したように、全体を通して、実習フィールドとして多様な施設を設定しており、実習フィールドを設定している科目も多岐に及び、各大学が創意工夫してフィールドを得ていることが読み取れた。

表 6 実習フィールド設定状況—領域ごとの科目数の平均—

看護学の各領域	自大学の附属病院または関連病院	左記以外の病院	訪問看護ステーション	老人保健施設・特設・グループホーム	地域包括支援センター	障がい者等の作業所	保育所・幼稚園・学校	特別支援学級（小・中・高校）	市町村保健センター	保健所	企業・事業所	個人の家	その他
基礎看護学領域	0.69	0.55	0.02	0.07	0.02	0.01	0.02	0.02	0.03	0.01	0.02	0.02	0.01
成人看護学領域	0.55	0.54	—	0.03	0.01	0.01	—	—	—	—	0.01	0.01	—
老年看護学領域	0.31	0.54	0.07	0.84	0.07	0.01	—	—	0.01	—	—	0.01	0.04
小児看護学領域	0.57	0.64	—	0.01	—	0.02	0.71	0.13	0.01	—	—	—	0.04
母性看護学領域	0.48	0.6	—	—	—	—	0.01	0.01	—	—	0.01	—	0.05
精神看護学領域	0.45	0.77	0.03	—	0.01	0.48	—	0.01	0.01	0.01	0.01	—	0.01
地域看護学・公衆衛生看護学領域	0.04	0.07	0.02	0.01	0.41	0.17	0.23	0.08	0.75	0.74	0.51	0.29	0.04
在宅看護学領域	0.11	0.15	0.85	0.09	0.28	0.07	0.01	—	0.02	0.02	0.01	0.32	0.04
看護の統合と実践領域	0.29	0.35	0.18	0.14	0.14	0.09	0.11	0.07	0.11	0.07	0.1	0.08	0.12

3-3-4. “地域志向のケア”教育強化に向けた大学としてのビジョンと取り組みおよび課題

1) “地域志向のケア”教育について、ビジョン（図1, 表7）

“地域志向のケア”教育についてビジョンとしてどの程度重視しているかを尋ねたところ、95%以上が‘とても重視’、または‘重視している’と回答しており、‘重視していない’という回答は無かった。

位置付けは、大学全体のビジョンとしている場合から科目の目標としている場合まで様々であったが、ほとんどの対象校が“地域を志向したケア”の教育を重視していることがわかった。

図1 “地域志向のケア”教育について、ビジョンとして重視している程度

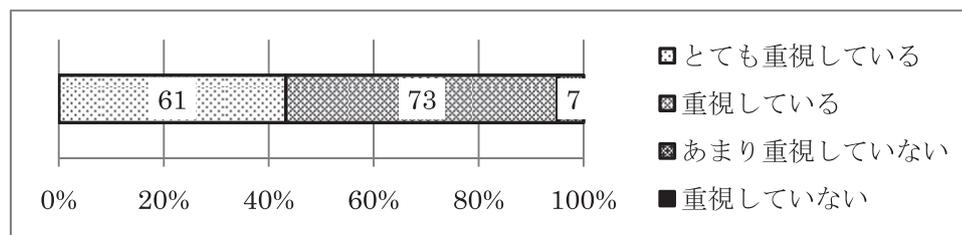


表7 “地域志向のケア”教育についてビジョンとして重視している方法（自由記載）

地域志向の考え方が、大学理念・ビジョン・方針として活動を導いている。
地域志向の考え方が、ディプロマポリシー・カリキュラム編成方針に含まれている。
地域志向の科目が配置されている。
地域志向の考え方が、科目の学習目標・内容に含まれている。
COCとして“地域志向のケア”教育に取り組んでいる。

2) “地域志向のケア”教育強化に向けて強化している取り組み（図2, 表8）

“地域志向のケア”教育強化に向けた取り組みについては、26.1%が‘とても強化’、57.2%が‘強化’と回答しており、83%以上が‘どちらかという強化’していた。

図2 “地域志向のケア”教育強化に向けて、取り組みを強化している程度

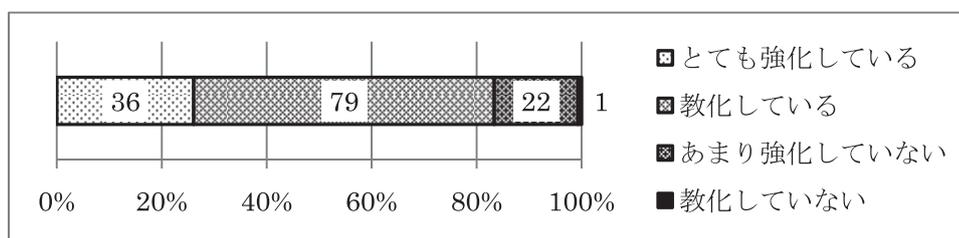


表8 “地域志向のケア”教育強化に向けて強化している取り組み（自由記載：内容例は一部抜粋）

カリキュラムにおける“地域志向のケア”教育の強化
カリキュラムの見直し、地域における看護に関する科目設置・内容強化・人員強化、科目名の工夫、IPE科目の設置、地域志向ケア教育の早期学年からの実施
教育内容・方法に地域志向の教育を含有・工夫
地域連携・多職種連携に関する内容の強化、複数科目における地域を志向した教育内容の含有・体系化、すべての領域・科目で地域を志向した看護の内容を含有、地域志向の視点からのシラバス点検、科目内容に地域志向を含有、地域関連の実践家を講師として招聘、教養科目での強化、地域を志向する能力の基礎を養う科目群の設置、地域貢献に必要な基礎能力の育成、大学全体のコンセプトとしての地域志向強化
保健師関連科目の強化・工夫
保健師教育の充実、保健師科目の必修化、保健師科目の開放
実習における地域志向教育の工夫
統合実習での地域志向の強化、実習における継続看護・退院時支援の工夫、実習における多職種連携学習の工夫、実習施設との連携、病院以外での実習施設選択と実習内容の工夫
地域との協働活動への学生参加
地域志向ケア活動への学生参加
地域関連科目の人材（教員）強化
地域における看護に関する領域（人員）の強化・増設、地域における看護に関する人員強化
地域・在宅看護現場への就職支援
在宅看護への就業を志向する学生への奨学金制度設置、地域看護職に関するガイダンス・広報活動、保健師国家試験受験の推進
地域における看護実践活動・システム構築
地域住民との協働、地域貢献のためのセンターの設置

強化している取り組みは、カリキュラム全般を検討して、“地域志向のケア”教育を強化すること、講義・演習・実習の方法や内容の工夫の他、科目外の活動に学生の参加を促進することや、地域関連科目

の人材（教員）の強化が記載されていた。また、地域・在宅の看護現場への学生の就職支援や、教員が地域で実際に看護活動を行うことも“地域志向のケア”教育強化の取り組みとして記載されていた。

3) “地域志向のケア”教育強化に向けた地域との連携（図3, 表9）

“地域志向のケア”教育強化に向けて地域と連携している程度については、30.9%が‘よく連携’、59.0%が‘連携しており’、ほぼ90%が‘連携している’と回答していた。

図3 “地域志向のケア”教育強化に向けて、研究活動や社会貢献活動として地域と連携している程度

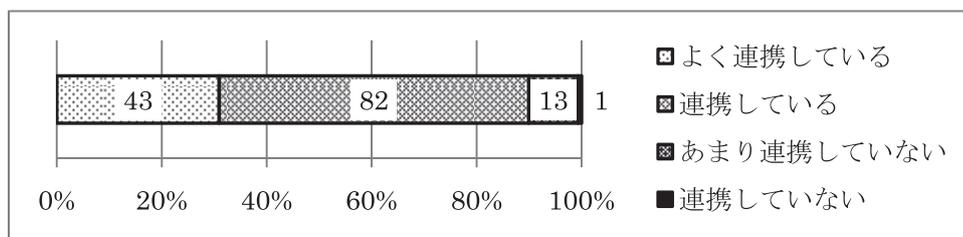


表9 “地域志向のケア”教育強化に受けた地域との連携内容（自由記載：内容例は一部抜粋）

地域と連携する学習の機会創出	地域での看護実践活動と学生参加支援 独居高齢者への学生ボランティアの継続家庭訪問、まちの保健室・山の保健室に協力員として参加、病院介護支援ボランティア活動への学生参加推進、学生主催チームで近隣の小・中学校で薬物乱用防止教育を実施、健康づくりイベント・子宮がん啓発運動に参加、認知症カフェ・「認知症を理解し地域でささえる会」の活動に参加、保育園の災害対策策定支援、心の病気を持つ女性の働く場所の提供活動
地域を教育の場とする	実習フィールドとして地方自治体・保健所・保健センター・訪問看護ステーション等と連携、地域高齢者や訪問看護師を対象にした卒業研究の実施、入学直後からの地域住民とふれあう授業の実施、ボランティア科目として地域にとけこんだ活動の実施
講師の招聘	看護・保健の実践家を講師として招聘 地域の専門家を非常勤講師とし地域の現状やケアの連携に関する講義を依頼 地域住民等を講師として招聘 地域住民・民生委員等による講義を設定、授業への地域住民の協力依頼（スピーカー、演習のモデル）
講師派遣・勉強会等開催	地域の専門職を対象とした研修への講師派遣 県の調査における助言、研修会講師、県委託新人看護師等研修、教員の企画する看護研修、看護研究等の出前講義、ホームページでの人材公開、訪問看護ができる看護師養成プログラムの企画 地域住民を対象とした勉強会の開催・講師派遣 県内の医療・保健・福祉・介護・学童施設、市民団体、住民に対する健康教室や共同研究の実施、ケーブルテレビでの健康関連の番組制作、小学校・中学校における喫煙防止教育、高校生への保健講座、精神障害者家族会での講演や相談会
自治体・実習施設等との協定・参画	自治体・実習施設等との協定の締結 地元行政・住民組織・医療機関と包括連携協定・教育研究協定、災害時の役割分担強化、環境改善・町の活性化事業・研究活動・合同研修・卒後研修・学生のフィールドワークの実施
行政・自治体活動への参画・共同実施	地域の行政機関の研究や将来構想への提言・評価会議・活動計画に参画、地域の行政で行われる各種委員会や訪問看護師のカンファレンス等に参加、自治体の10年計画の立案参画、国際支援プロジェクトへの参画、自治体の産後早期ケア支援事業連絡会議への参画、自治体やNPOとハイリスク児を持つ親への育児支援事業実施、高齢者・認知症の人と家族の生きがい事業・高齢障害者への生活支援事業の展開
COCとしての地域連携への参画	COC大学として地域の課題解決に向けた研究活動・住民の健康支援や街づくりの支援
地域の課題に対する共同研究・システム開発	自治体からの地域ニーズ調査等の受託研究、地域において・地域包括ケアプログラム・高齢者転倒予防プログラム・認知症予防プログラム・生活習慣病予防対策・感染管理システムの構築等の共同研究・研究支援、産学官連携で在宅高齢者の支援システムを開発、訪問看護ステーションとの遠隔看護に関する研究、社協・民生委員との共同研究、「看護コンソーシアム」づくりをめざした開発研究
地域活動への拠点の提供・大学の開放	子育て支援活動に大学施設を開放、災害時の妊産婦避難拠点の提供

連携している内容としては、「地域と連携する学習の機会を創り出し」たり、地域の保健・医療の実践家や地域住民を講師として招聘する他、地域からの要請に応じて講師を派遣したり勉強会を開催する、自治体や実習施設と公的に協定を締結したり事業に参画するというものがあった。

強化している取り組みや地域との連携内容からは、対象校が学生の教育に直接かかわる事項の他、地域志向の基盤となる人材（教員）の確保や地域での実践活動、地域住民や自治体、保健・医療組織等との連携を、様々な規模・内容・方法で行っていることが示された。

4) “地域志向のケア”教育強化に向けて、今後の地域との連携（図4, 表10）

“地域志向のケア”教育強化に向けて、「今後、地域とどの程度連携していきたいか」を尋ねたところ、48.2%が‘大いに連携したい’、51.8%が‘連携したい’と回答しており、‘連携したくない’という回答は無かった。連携していきたい内容は、前問で示されたような「実際に連携している内容を継続、拡大していきたい」というものの他、同様の内容をこれから立ち上げていきたいというものがあり、対象校によって進捗状況は異なることが推測された。その他の活動としては、地域包括ケアにシステムづくりから参画していきたいというもの、地域のシンクタンクとしての機能を果たしていきたいというもの等があった。学生教育や実習施設等での身近な活動に加えて、大学が、保健・医療・福祉を基盤から支えて地域の住民に提供できることを目指していることが示された。

図4 “地域志向のケア”教育強化に向けて、今後、地域と連携していきたい程度

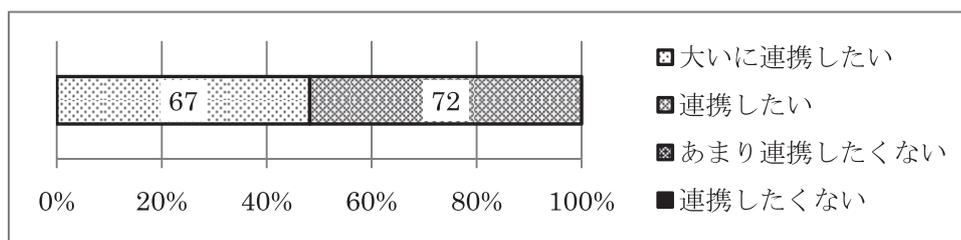


表10 今後、地域と連携していきたい内容（自由記載）

連携の内容（表9）で示された活動の継続・整備・強化・拡大
連携の内容（表9）で示された活動の立ち上げ
実習・附属病院と協働した地域包括ケアや訪問看護研修の推進
市町村と連携した地域包括ケアシステムづくりへの参画
健康・福祉の観点からの街づくりへの貢献
地域のシンクタンクとなる
世界規模での地域貢献の探索
地域看護職者対象の研修を修了した者をリソースとした学生教育活動
産学連携（健康グッズ開発等）の推進

5) “地域志向のケア”教育を強化していく上での課題（図5, 表11）

“地域志向のケア”教育を強化していく上での課題については、対象校の9.5%が‘大きな課題がある’、73.7%が‘課題がある’、と回答しており、全体の8割を超える大学が、何らかの課題を持っている

た。‘あまり課題はない’と回答した大学は14.6%、‘課題はない’と回答した大学は3校(2.2%)のみであった。

課題の具体的内容としては、人材確保、実習場所の確保、交通費の負担、予算の確保、時間の確保、精神的余裕の確保、安全確保等、“地域志向のケア”教育の前提となる人や場所や予算の確保を挙げている大学が多かった。また、教員間の意識の共有・教員の意識改革、地域との連携、教育内容・方法の再検討、過密カリキュラムの解消等、“地域志向のケア”教育の内容・方法の改革を挙げている大学もあった。また、学生の認識との乖離の大変さを挙げている大学もあった。また、これらの活動の拠点となるセンターの設置等、“地域志向のケア”教育推進のための拠点の整備を課題としている大学もあった。

図5 “地域志向のケア”教育を強化していく上での課題の程度

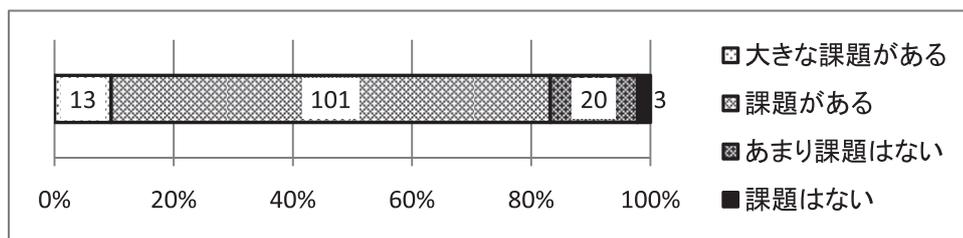


表11 “地域志向のケア”教育を強化していく上での課題（自由記載：内容例は一部抜粋）

“地域志向のケア”教育の前提となる人や場所や予算の確保	
人材確保	人員配置や組織体制の整備・マンパワーが必要になるが、量・質ともに不足している
実習場所の確保	実習が飽和状態化している
交通費や宿泊費の負担	交通費や宿泊費がかさみ、学生の大きな負担となる
予算の確保	今後も継続的・発展的に展開していく上では、スタッフを雇用できる予算が必要
時間の確保	担当教員の活動時間の確保（他業務との調整等）
精神的余裕の確保	心身ともに疲れている教員が増えてきて、新たなことに向かうエネルギーが出にくい
安全確保	
“地域志向のケア”教育の内容・方法の改革	
教員間の意識の共有・教員の意識改革	“地域志向のケア”という概念が何を指すのか、教員間の共通理解がされていない 教員により、領域により、取り組み姿勢に温度差がある
地域との連携	大学所在地自治体との連携が十分機能していない 市民や市役所からの期待が大きく大学教員活動を考えるとその期待にどう向き合うかが課題
教育内容・方法の再検討	具体的に“地域志向のケア”の教育を進めていく上では、その教育内容・方法など検討が必要である
過密カリキュラムの解消	カリキュラムが過密となり、学生が自ら学ぶといった点で十分な学習時間が取れない
学生の認識との乖離	学生の予防的視点があまりなく問題解決志向となっている
“地域志向のケア”教育推進のための拠点の整備	
活動の拠点となるセンターの設置	共同研究の推進等の拠点となる（センター機能を持つ）中核部門の設置の検討

6) 課題を乗り越えるために必要とする支援（表 12）

“地域志向のケア”教育を強化していく上での課題を乗り越えるために必要な支援の具体的内容としては、教職員の確保・教育経費の確保に向けた支援等、“地域志向のケア”教育の前提となる人や場所や予算の確保に向けた支援を挙げている大学が最も多かった。この他、臨地実習指導体制の再構築に向けた支援、地域との連携強化・実習指導者確保に向けた支援、カリキュラム構築に向けた支援、教育内容の充実に向けた支援、学生の到達度評価・教育評価に向けた支援、教員のFDへの支援等、“地域志向のケア”教育の内容・方法・評価の改革に向けた支援が求められていた。また、他大学の取り組みに関する情報提供、大学設置者、管理者に向けた啓発活動への支援を求めている大学もあり、このような支援の担い手として、日本看護系大学協議会による情報発信、研修企画が期待されていた。さらに、国や地方自治体、産業界からの支援を期待する意見もあった。これらは、“地域志向のケア”教育の充実に向けた大学間の連携・協働体制構築に向けた支援の必要性を示唆していると言える。

表 12 課題を乗り越えるために必要とする支援の内容（自由記載：内容例は一部抜粋）

“地域志向のケア”教育を実現するための人や場所や予算の確保に向けた支援
教職員の確保・教育経費の確保に向けた支援
教員の増加と現場職員の増加に向けた支援
地理的な問題を解決するためのサテライトキャンパス設置や交通費の支給などの予算措置が必要である
経済的なバックアップ獲得のためのノウハウについての情報提供
“地域志向のケア”教育の内容・方法・評価の改革に向けた支援
臨地実習指導体制の再構築に向けた支援
実習病院の実習指導者が学生実習に専念し、教員の実習負担が半減できるような実習指導者コースの開発
学生の活動を支援する機動力確保に向けた支援
地域との連携強化・実習指導者確保に向けた支援
教育資源（地域の講師や実習場所など）となってくれる協力機関の紹介やマッチング
実習場を借りて世話になるという認識から、協働で町づくりに関与するという考えや認識を一致させる
カリキュラム構築に向けた支援
全領域で地域包括ケアや公衆衛生学を重視した体系的なカリキュラム改革への支援
教育内容の充実に向けた支援
地域社会においてケアが展開されている実際の場面が描かれている視聴覚教材開発への支援
学生の到達度評価・教育評価に向けた支援
循環型教育評価への支援
「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」の再吟味を行い、定着させるための支援
教員のFDへの支援
“地域志向のケア”を強化した教育の実例を示しながら、その効果や課題などを検討する場の設定
“地域志向のケア”教育の充実に向けた大学間の連携・協働体制構築に向けた支援
他大学の取り組みに関する情報提供
地域で実習する場の拡大や方法を創造し、大学間でベストプラクティスを共有する
大学設置者、管理者に向けた啓発活動への支援
教員の特性や大学人としての目標を踏まえつつ、大学のめざすところへの人材の投入のあり方など、管理者の意思統一をしていくための支援
日本看護系大学協議会による情報発信、研修企画
“地域志向のケア”教育の重要性について、日本看護系大学協議会からも常に情報発信をしていただきたい
国や地方自治体、産業界からの支援
新たな方向性を提示するプロジェクトに対する国や地方自治体、産業界等からの重点的支援を期待する

4. 提言

近年、看護職の働く場は、医療施設を超え、地域のあらゆる場に拡大されている。歴史的には、地域ケアといえば、保健師が担うという状況にあったが、現状は決してそうではない。加えて、看護系大学の教育（看護基礎教育）で付与する国家試験受験資格は多様になり、看護師のみの教育を行う大学も増えつつあり、従来の保健師国家試験受験資格の有無のみで、“地域志向のケア”教育について議

論することは妥当ではない。このため、地域志向の教育内容や方法、あり方を検討するために、会員校に対して「“地域志向のケア”教育強化に向けた取り組み」の実態を把握した。ここでは、“地域志向のケア”に向かうための教育内容・方法、その基盤整備や必要な支援について提言する。

4-1. 結果のまとめ

[学士課程におけるコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標]のシラバス掲載状況について、14項目を取り上げ、必須項目としてシラバスに掲載されているかを見たところ、

1) ほぼ全項目で95%以上、シラバスに掲載されていた。しかし、【⑨自主グループの育成・地域組織活動の促進】の理解、【⑩個人・グループ・機関と連携した地域ケア構築】の理解、は若干低かった。一方、地域看護学・公衆衛生看護学領域では、【到達目標①～⑭】の全項目で、ほぼ複数の科目で取り扱っていた。

2) シラバスに掲載されている科目数の平均値は、ほぼどの到達目標も、平均1.02-1.75科目であった。

3) 大学として、“地域志向のケア”教育に取り組むというビジョンはあったが、教育強化に取り組む事、地域連携をするためには様々な課題があった。

4-2 提言

以上を受けて、下記を提言する。

“地域志向のケア”教育は、各大学で重視されていた。それを単なるビジョンに留めず、多様な方法で具体化し、教育としての質を担保しながら定着させていく必要があり、そのための方略や支援が求められる。

提言 A: “地域志向のケア”教育を実現する必要性と方法—学士課程で“地域志向のケア”教育を焦点として取り扱う科目を設定する必要—

“地域志向のケア”教育は、回答大学の大多数がビジョンやディプロマポリシーに掲げていた。しかし、教育として具体化するという点では、「既に様々な方法で実施している」から「今後の課題」、「実現に向けての情報がほしい」まで多様性があった。即ち、“地域志向のケア”教育は、ほぼすべての看護系大学で重要なビジョンとして掲げられる一方で、その実現状況には、差異があった。今後、各看護系大学で、“地域志向のケア”を単なるビジョンに留めず、教育として具体化することが期待される。

その方策として、学士課程で“地域志向のケア”に係る科目のあることが望ましいと言える。

即ち、全看護系大学で、“地域志向のケア”に関わる科目を必修として設定し、その教員・研究者を配置していくのである。この教員たちは、地域貢献の窓口(担当)としても力を発揮しうると期待される。

看護基礎教育では、実践力として、外来や入院患者が退院後どのような生活をおくることが望ましいかを考え、その人の状況から地域の課題を見出す視点、実践力を付与することが求められる。そのため、看護の専門科目や実習で外来や退院支援、チームケアを通して体験できるという側面がある。その他に、地域の課題を地域診断という手法で明確にし、政策と施策化の必要性と具体策を提案するという側面がある。この手法は、看護実践を改善・改革する上で必要である。また、将来、看護を実践していく上で連携する保健師の活動も見聞きし、認識する機会を持つことが必要である。更に、「地域社会における予防・保健に関する看護活動の実際を経験し得る実習」が導入されることが望ましい。

提言 B: “地域志向のケア”教育の質を担保する方法

“地域志向のケア”教育は、多種多様な方法で試みられていたが、試行段階や今後の課題という段階も多かった。この内、ボランティアや課外活動として、学生が患者会や地域活動に参加したことを臨地実習として単位認定していくことができないか、という考えも述べられた。しかし、それには、教育責任者や、実習指導者を配置できるか、といった教育環境の整備に困難がある。

カリキュラムで正規の授業単位として位置づけていくためには、少なくとも、毎年安定的に開講できるようにする必要がある。そのためには、地域との連携・調整を常時できる体制が必要となる。前項(A)で述べたように、全看護系大学で、“地域志向のケア”に関わる科目を必修として設定し、専門の教員・研究者を配置していけば、この教員たちは、地域貢献の窓口(担当)としても力を発揮しうると期待される。

なお、「看護基礎教育で地域志向のケアに関する科目」(地域看護学など)を入れようとしても、選択制で保健師・助産師国家試験受験資格や養護教諭を同時に取得する場合には、カリキュラムが過密で、時間確保が難しいという問題が挙げられた。特に、必修科目の大幅増加も難しいため、工夫が必要である。

これを乗り越えるためには、教員間の合意形成に向けて学内で語る機会を設け、方向性を共有すること、カリキュラム全体を地域志向に動かしていくことが必要となる。例えば、「医療施設内での教育・研究が主流となる傾向にある科目」も地域志向にして組み立てる、等である。

社会の動向を踏まえて看護を創造していく基礎力を養うためには、あらゆる科目を、地域との連携や多職種協働、看護政策をも含めた内容にする必要がある。

提言 C: “地域志向のケア”教育を定着させるための方法

1) 専門部署やスタッフの整備と整備するための支援の必要性

本調査で、“地域志向のケア”教育を実施できている大学では、地域の個人・団体・公的機関等との調整役割を果たすことができる人員(教職員)、センター等の地域とコンタクトする部門、あるいは、COC採択などによる大学全体としての人員・組織体制・資金を得て(準備して)いる傾向にあった。また、これらの外部からの支援を得る方法についての質問や、外部からの支援についての要望もあった。これらは、必ずしも、看護学の学部・学科内とは限らないが、大学で準備する必要がある。

2) “地域志向のケア”教育に関する意識啓発と日本看護系大学協議会の役割

また、看護学の学部・学科内の教員に加え、事務部門の職員、さらには、大学全体の管理者に対して、“地域志向のケア”教育の必要性と、実現に向けた組織的取り組みの必要性について認識を深める必要があることも明らかになった。

日本看護系大学協議会の役割としては、①“地域志向のケア”教育を実現する重要性と方法について情報の共有と普及に努めること、②そのための事業としてFD/SDを日本看護系大学協議会自身が企画することが考えられ、それへの要望も記載されていた。更に、③各看護系大学の人材や資金獲得に向けた支援を実施していくことが不可欠であるといえる。

3) “地域志向のケア教育”を実施する上で問題点の解決

「地域志向のケア教育」を実施していくためには、“地域志向のケア”に対する情熱とスキルを持ち、リードする教員が不可欠である。看護系大学での教育は、平成21年の保健師助産師看護師法の改正で保健師教育と助産師教育の修業年限が1年間に延長した後、付与する国家試験受験資格の多様化と共に

看護師国家試験受験資格のみの課程も始まった。特に、大学で保健師教育を行っていない場合には、どのように「地域志向のケア教育」を担える人員を確保するかが課題である。今後、“地域志向のケア”教育の必要性を科目等に位置づけ、公的に示すのが望ましい。

一方で、通常の教育を行いながら地域貢献も行っていくのは、過重労働になる危険性があり、今後、各大学が、人員や予算を確保する等の対策が必要である。

5. 今後の日本看護系大学協議会としての課題

今後、看護職の働く場はますます多様化し、“地域志向のケア”教育は、看護学教育の中でも一層重要になってくる。大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会が打ち出した「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時の到達目標」で示している能力の内、今回取り上げた“地域志向のケア”を提供するための14項目は、科目によって教授状況が異なることが分かった。学士課程における看護学教育が多様化する中で、“地域志向のケア”をどのように教育していくかについては、今後、更に検討していく必要がある。看護系大学での教育は、平成21年の保健師助産師看護師法の改正で保健師と助産師の修業年限が1年間に延長した後、付与する国家試験受験資格の多様化と共に看護師のみの養成も始まっている。卒業生が、「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時の到達目標」で求められる看護実践能力を身につけるためには、そのための力を付ける科目が、今後必要となり、その方策を検討する必要がある。

6. 資料

なし

引用文献

- 1) 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会：学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時の到達目標. 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会報告書. (2011. 3. 11)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001vb6s-att/2r9852000001vbk2.pdf>